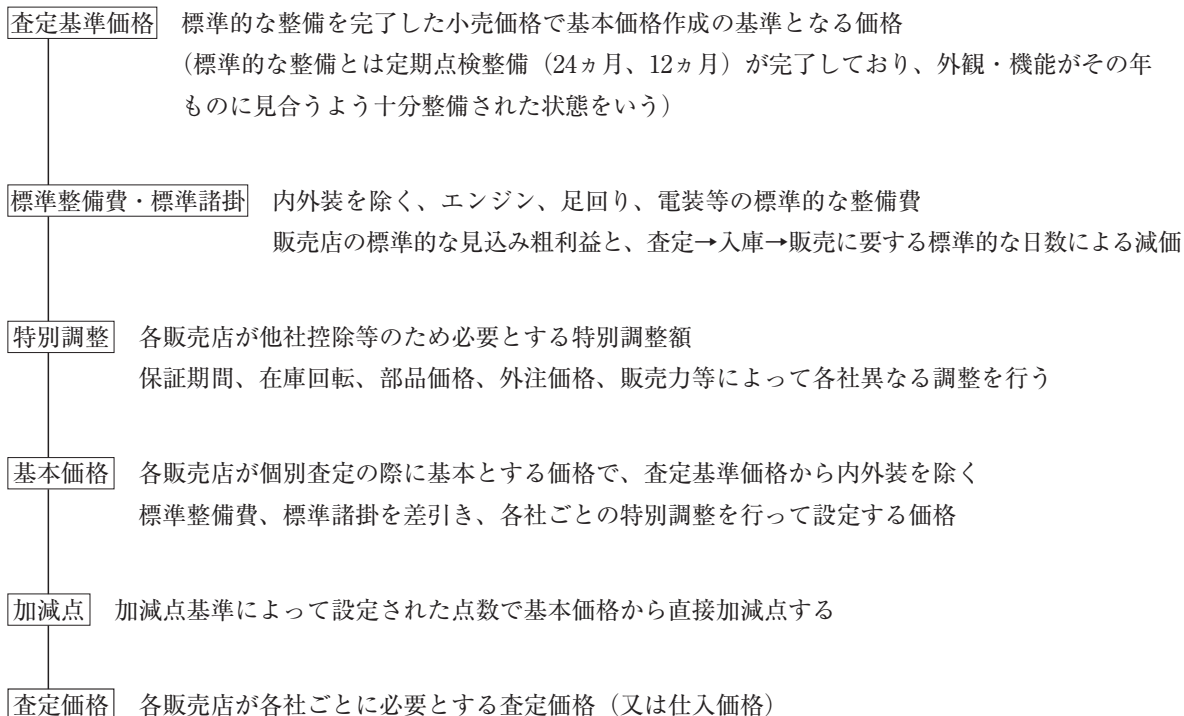


I 加減点基準の組み立て

この加減点基準は、販売店査定士の皆さんが下取り中古車等の査定をする時に使用していただくものであり、各社の必要とする査定価格または仕入れ価格が答えとして出せる仕組みになっています。

1. 価格算定のプロセス



2. 個別査定の際に標準とする状態

- ①外装・内装は無傷とする
- ②エンジン・足回り関係は走行に支障なく良好であること
- ③車検の残り月数は3ヵ月以内とする
- ④走行キロ数は標準走行キロとする
- ⑤タイヤの残り溝は1.6mm(スリップサイン)以上あること
- ⑥その他、事故による修復歴、損傷減価要因、改造工作等のないこと

3. 年もの相応係数

内外装の減点点数は下表により年ものを考慮します。

年 も の	当~3年	4年	5年	6年~
係 数	1.0	0.9	0.8	0.7

4. 基本クラスとクラス係数

加減点基準の内外装、機能関係の減点点数は、基本クラス(太枠)の点数が設定されています。

それ以外のクラスは下表のクラス係数を掛け合わせてください。

国産車


クラス	特C	特B	特A	I	II	III	IV	軽
係 数	2.2	1.8	1.5	1.4	1.2	1.0	0.8	0.8

輸入車

クラス	特	I	II	III	IV	V	VI
係 数	7.0	3.6	3.0	2.4	1.7	1.3	1.0

◎表示記号解説

状態	傷	凹凸	曲がり	波跡	さび	腐食	亀裂 破れ	穴	交換	変色 退色	跡	文字
略称 記号	A	U	B	W	S	C	T	H	X	P	M	L

※修復歴の表示方法は、該当箇所に修復歴マーク—Mを記入する。

外板価値減点①は—XM①、外板価値減点②は—XM②を記入する。

◎表示記号解説

項目	外装減点(パネル単位)	表示記号
価値減点	①波状の修理跡 ②交換跡	W10 XM10
塗装	①傷 ②さび ③変色、退色 ④文字 ⑤指定色(※特記欄記載) ⑥テープ類の貼り付け跡、強固な異物の付着(※特記欄記載)	カードサイズ 未満 小 大 A10 ・ A20 ・ A30 S10 ・ S20 ・ S30 P10 ・ P20 ・ P30 L10 ・ L20 ・ L30 — — P30 P10 ・ P20 ・ P30
板金	①板金を要する凹み ②取外し穴 ③腐食 ④波状の修理跡があり、仕上げ悪く補修が必要	カードサイズ 未満 小 大 U10 ・ U30 ・ U50 — H30 ・ H50 — C30 ・ C50 — W30 ・ W50
交換	①板金を要する面積がパネル総面積の1/2以上 ②凹凸がしわ状になっているもの ③パネルのフレームが曲がっているもの ④波状の修理跡がパネル総面積の1/2以上で、仕上げの悪いもの ⑤腐食(4個以上)、1cm以上の腐食のあるもの ⑥取外し穴で1cm以上のもの ⑦亀裂のあるもの	UX70 UX70 BX70 WX70 CX70 HX70 TX70
複合する場合	①価値減点と価値減点(波状の修理減点と交換跡がある場合) ②修理減点と価値減点(波状の修理跡) ただし、減点数が板金〈大〉を超えた場合 ③板金減点と塗装減点(※板金記号を先に記入する) ただし、減点数が板金〈大〉を超えた場合	W10、XM10 と記入 U30、W10 と記入 U50、W と記入 UA30・UA50 と記入 UA50 と記入

Ⅱ 車両本体の評価

1. 外装

査定項目	査定区分	加減点の区分および細則 / 加減点	
外 板	標準状態	1. 外板は無傷とする 2. 塗装 1) 塗色は標準色で、変色、退色及び塗り替跡のないこと 2) 泡つぶ、塗装の浮き、さび、テープ類の貼り付け跡、強固な異物の付着がないこと 3) 1cm以上の傷、文字、指定色等のないこと 4) みがきを必要としないこと	
	価値	[価値加減点] (1台単位) (当・1年ものには適用しない)	加減点
		板金修理または補修跡等がなく、減点に該当する凹み、傷等がない良質車については、特別に加減点する 外装が無傷のもの 外装が無減点のもの (みがき減点を除く)	+40 +20
		細則 1) 外装は外板、バンパ、スポイラー、ガーニッシュ、ミラー、メッキ、モール、ガラスを含む 2) 修理をしたことが確認できたものは適用除外とする	
	加減点	[価値減点]	減点
		1cm未満の傷、凹みは無減点とする 外板に交換跡、波状の修理跡及び塗り替跡のあるものは減点とする [波状の修理跡、交換跡] (パネル単位) 波状の修理跡、交換跡のあるものは、パネルごとに減点とする (修復歴・外板価値減点適用箇所を除く)	10
		細則 1) 同一パネルに波状の修理跡、交換跡が重複している場合はそれぞれ減点する 2) 同一パネルに価値減点と修理が重複している場合、それぞれ減点し、板金減点 (大) を上限とする [塗り替跡] (1台単位) 使用開始後元色以外の一般色に塗り替られたもの 細則 1. 外板のみを塗装した乗用車系の車両 (3、5、7、8ナンバー車両) に適用する (修復歴・外板価値減点適用車両にも同様に適用する) 2. 元色以外の特殊色に全塗装したもの	100 250
修理	[みがき] (1台単位) 爪の引っかからないうすすり傷及びタールの付着、水あかの汚れ	5	

査定項目	査定区分	減点の区分及び細則				
外板	塗装	塗装を要する面積の減点区分（パネル単位）				
		カードサイズ未満	1cm以上カードサイズ未満			
		〔小〕	カードサイズ以上A4サイズ未満			
		〔大〕	A4サイズ以上			
	板金	細則				
		1) 塗装を要するもの 傷、さび、変色、退色、文字、指定色、テープ類の貼り付け跡、強固な異物の付着				
		2) 塗装減点の算出で同一パネルに複数ある場合、それぞれを合算し、塗装減点〔大〕を上限とする				
	交換	板金を要する面積の減点区分（パネル単位）				
		カードサイズ未満	1cm以上カードサイズ未満			
		〔小〕	カードサイズ以上A4サイズ未満			
〔大〕		A4サイズ以上1/2未満				
交換	細則					
	1) 板金減点の算出で同一パネルに複数ある場合、それぞれを合算し、板金減点〔大〕を上限とする 2) 腐食（あわ状で1cm未満）がパネル内に1個のときは板金減点〔小〕、2～3個のときは板金減点〔大〕とする 3) 取外し穴（1cm未満）がパネル内に1個のときは板金減点〔小〕、2個以上は板金減点〔大〕とする 4) 波状の修理跡があり、仕上げが悪く補修が必要な場合は面積により板金減点とする 5) 板金減点には塗装減点を含んでいる 6) 板金と塗装が同一パネルにある場合は板金減点〔大〕を上限とする					
バンパ・スポイラー	修理・交換	次の各項目に該当するものは交換の減点を適用する				
		1. 板金を要する面積がパネル総面積の1/2以上				
		2. 凹凸がしわ状になっているもの				
		3. パネルのフレームが曲がっているもの				
		4. 波状の修理跡がパネル総面積の1/2以上で、仕上げの悪いもの				
		5. 腐食（4個以上）、または1cm以上の腐食のあるもの				
バンパ・スポイラー	修理・交換		カードサイズ未満	修理〔小〕	修理〔大〕	交換
		すり傷、さび	10	カードサイズ以上 A4サイズ未満	A4サイズ以上	—
		凹み、曲がり、 ふくらみ	10	—	—	カードサイズ以上
		ささくれ	—	—	A4サイズ未満	A4サイズ以上
		亀裂	—	—	カードサイズ未満	カードサイズ以上
		腐食 不要（取外し）穴	—	1cm未満 1個	1cm未満 2～3個	1cm未満 4個以上 1cm以上
細則 バンパ及びスポイラーに修理が複数ある場合は、それぞれ合算し修理〔大〕を上限とする。						
ガーニッシュ	修理	1cm以上カードサイズ未満のすり傷、凹み、曲がり、ふくらみ、ささくれ				
	交換	カードサイズ以上のすり傷、凹み、曲がり、ふくらみ、ささくれ及び亀裂、不要穴				

※リベット止め外板及び接着剤等の接合は、溶接接合と同様の取扱いとする。

※ささくれ=表面が削れていて素材がめくれているもの

乗用車、ボンネットワゴン、ボンネットバン、オフロードタイプ

査定項目	査定区分	減点の区分及び細則 / 減点					
外板	塗装・板金・交換	カードサイズ未満				10	
		部 品 名	塗装のみ		板金 (塗装含む)		交 換 (塗装含む)
			小	大	小	大	
		ボンネット	20	30	30	50	70
		フロントフェンダ	20	30	30	50	65
		フロントドア (4ドア)	20	30	30	50	80
		フロントドア (2ドア)	20	30	30	50	85
		リヤドア	20	30	30	50	75
		リヤフェンダ (4ドア)	20	30	30	50	130
		リヤフェンダ (2ドア)	20	30	30	50	150
		トランクフード	20	30	30	50	65
		バックドア	20	30	30	50	95
		ルーフ (乗用車)	20	40	50	80	145
		ルーフ (W.V.O)	20	40	50	80	180
		ラジエータコアサポート	10	15	15	20	—
		ピラー	10	15	15	20	—
		ボディサイドシル	10	15	30	50	80
リヤエンドパネル	10	15	15	20	65		
フューエルリッド	1cm以上の傷、凹みは、10点とする。						
	・ボンネット、トランクフード (バックドア) のダンパー交換は、1本5点とする。						
	・ルーフの交換点数には天井内張り張替・ガラス脱着を含む						
バンパ・スポイラー	修理・交換	カードサイズ未満				10	
		部 品 名	修理 (塗装含む)		交 換 (塗装含む)		
			小	大			
		バンパ、F・Rスポイラー	乗用車系 (一本)	15	30	50	
			〃 (左右分割式)	10	20	25	
			商用車系	10	20	30	
サイドスポイラー (サイドシルカバー)	10	20	30				
ガーニッシュ	修理・交換	部 品 名	修 理	交 換			
		ガーニッシュ (アウターパネル)	10	15			

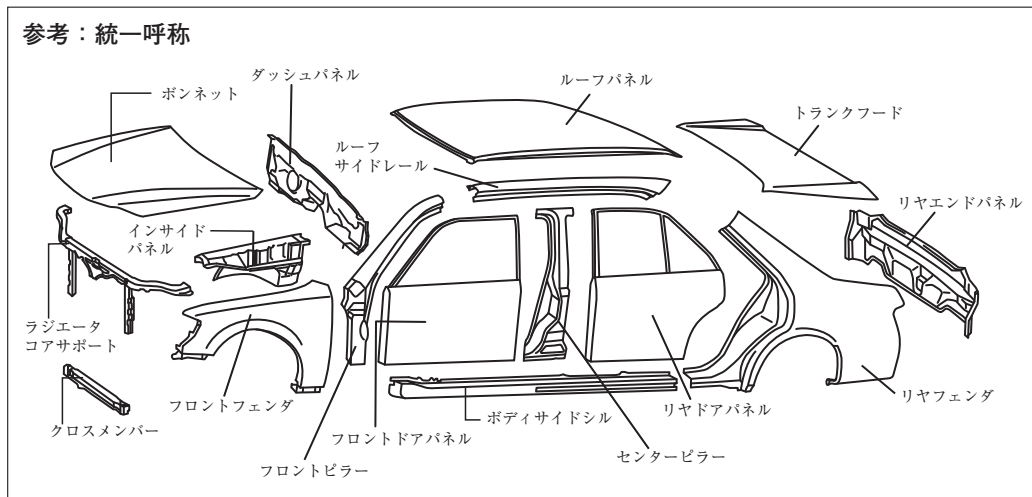
※アルミ製外板パネルの取扱い 板金・交換 (塗装を含む)

1cm以上カードサイズ未満の板金は、15点とする。

カードサイズ以上A4サイズ未満の板金は、板金〔小〕の1.5倍とする。

A4サイズ以上は、交換とし交換減点の1.5倍とする。

※樹脂製部品については、上記の表を準用する。



セミキャブワゴン、セミキャブバン、キャブワゴン、キャブバン

査定項目	査定区分	減点の区分及び細則 / 減点					
外板	塗装板金交換	カードサイズ未満				10	
		部 品 名	塗装のみ		板金 (塗装含む)		交 換 (塗装含む)
			小	大	小	大	
		フロントパネル	20	30	30	50	75
		ボンネット	20	30	30	50	60
		フロントフェンダ	20	30	30	50	55
		フロントドア	20	30	30	50	80
		リヤドア	20	30	30	50	85
		バックドア	20	30	30	50	110
		サイドパネル(ドア有り)	20	40	30	60	120
		サイドパネル(ドア無し)	20	50	30	70	155
		ルーフ	20	55	50	110	240
		ラジエータコアサポート	10	15	15	20	—
		ピラー	10	15	15	20	—
		バンパエプロン	10	15	15	20	25
		フロントコーナーパネル	10	15	15	20	25
		ボディサイドシル	10	15	30	50	70
		リヤエンドパネル	10	15	15	20	65
		フューエルリッド	1cm以上の傷、凹みは、10点とする。				
		・ボンネット、バックドアのダンパー交換は、1本5点とする。					
・ルーフの交換点数には天井内張り張替・ガラス脱着を含む							
バンパ・スポイラー	修理・交換	カードサイズ未満				10	
		部 品 名	修理 (塗装含む)		交 換 (塗装含む)		
			小	大			
		バンパ、F・Rスポイラー	乗用車系 (一本)	15	30	50	
			〃 (左右分割式)	10	20	25	
商用車系	10		20	30			
サイドスポイラー (サイドシルカバー)	10	20	30				
ガーニッシュ	修理・交換	部 品 名	修 理	交 換			
		ガーニッシュ (アウターパネル)	10	15			

※アルミ製外板パネルの取扱い 板金・交換 (塗装を含む)

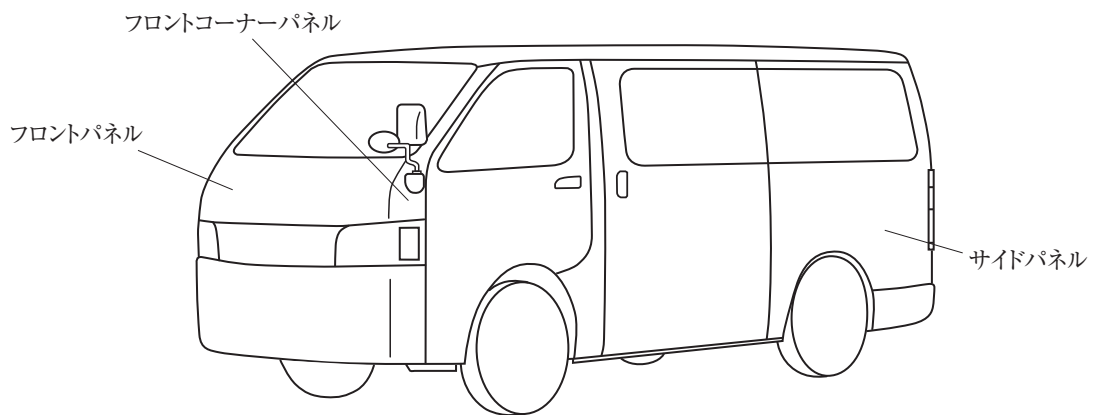
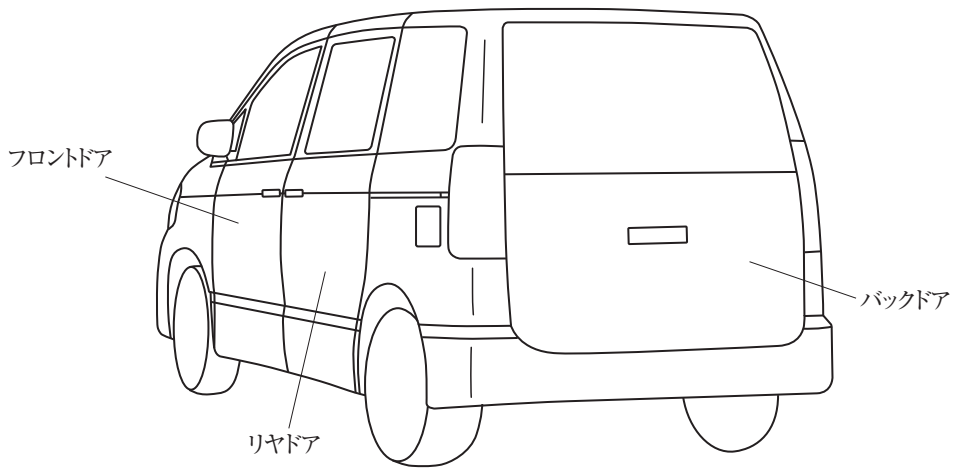
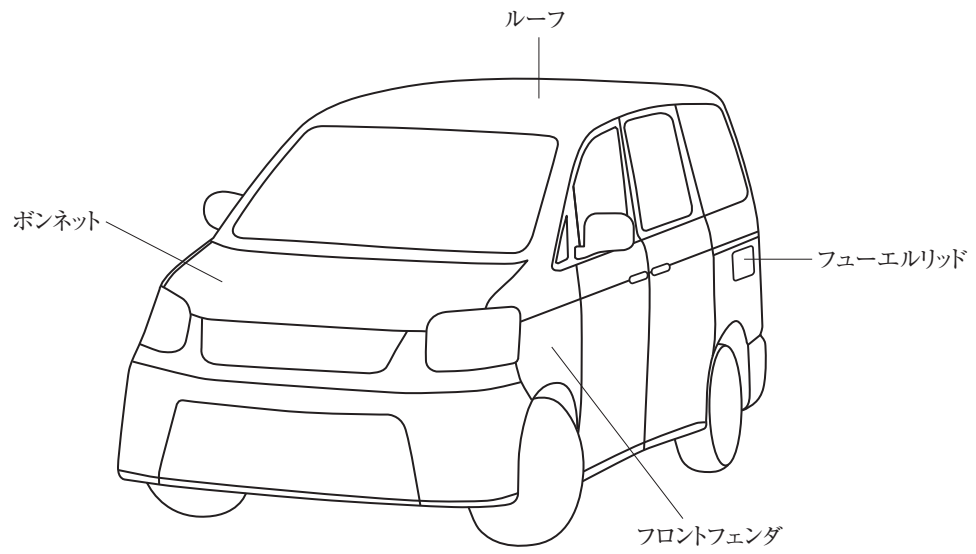
1cm以上カードサイズ未満の板金は、15点とする。

カードサイズ以上A4サイズ未満の板金は、板金〔小〕の1.5倍とする。

A4サイズ以上は、交換とし交換減点の1.5倍とする。

※樹脂製部品については、上記の表を準用する。

セミキャブワゴン、キャブワゴン図



トラック (キャブ)

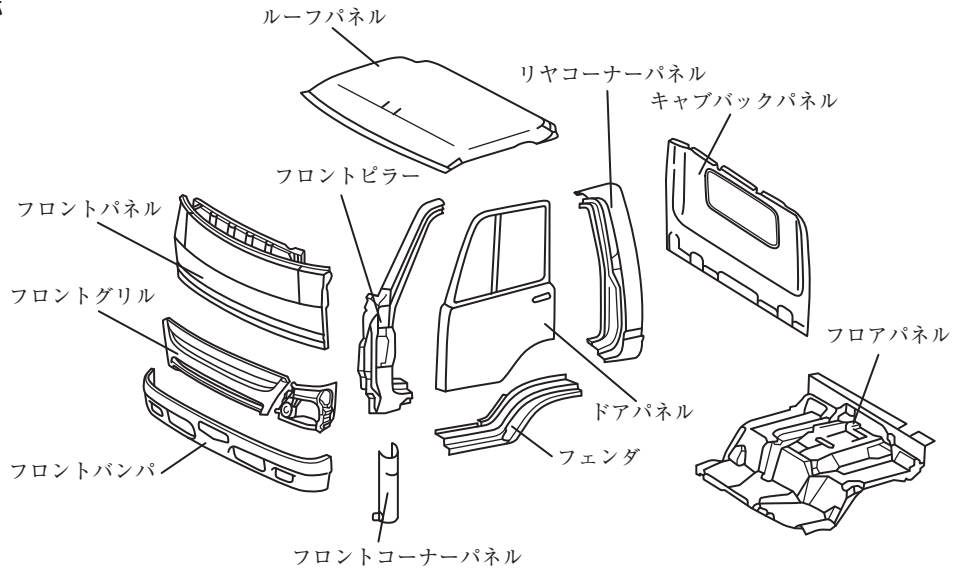
査定項目	査定区分	減点の区分及び細則 / 減点						
外 塗 装 ・ 板 金 ・ 交 換 板	塗 装 ・ 板 金 ・ 交 換	カードサイズ未満			〈5〉 10			
		部 品 名	塗装のみ	板金 (塗装含む)		交 換 (塗装含む)		
				小	大			
		キャブタイプ	フロントパネル	15	〈10〉 25	〈15〉 30	〈45〉 60	
			ドア	15	〈10〉 25	〈15〉 30	〈45〉 60	
			ルーフ	15	〈10〉 25	〈15〉 30	〈55〉 70	
			キャブバックパネル	15	〈10〉 25	〈15〉 30	〈65〉 80	
			フロントコーナーパネル	10	〈5〉 15	〈5〉 15	〈15〉 25	
			リヤコーナーパネル	10	〈5〉 15	〈10〉 20	〈40〉 50	
			フロントフェンダ	10	〈5〉 15	〈5〉 15	〈15〉 25	
			ステップ	10	〈5〉 15	〈5〉 15	〈15〉 25	
			ピラー	10	〈5〉 15	〈5〉 15	—	
		ボンネットタイプ	ボンネット	15	〈10〉 25	〈15〉 30	〈30〉 45	
			フロントフェンダ	15	〈10〉 25	〈15〉 30	〈30〉 45	
			ドア	15	〈10〉 25	〈15〉 30	〈45〉 60	
			ルーフ	15	〈10〉 25	〈15〉 30	〈55〉 70	
			キャブバックパネル	15	〈10〉 25	〈15〉 30	〈65〉 80	
		交換板	ピラー	10	〈5〉 15	〈5〉 15	—	
			ラジエータコアサポート	10	15	15	—	
			ボディサイドシル	10	〈5〉 15	〈10〉 20	〈50〉 60	
	・ルーフの交換点数には天井内張り張替・ガラス脱着を含む							
	<table border="1" style="width:100%; border-collapse: collapse;"> <tr> <td style="text-align: center;">一式塗装</td> <td style="text-align: center;">全塗装 150</td> <td style="text-align: center;">キャブ全塗装 100</td> <td style="text-align: center;">荷台全塗装 60</td> </tr> </table>				一式塗装	全塗装 150	キャブ全塗装 100	荷台全塗装 60
一式塗装	全塗装 150	キャブ全塗装 100	荷台全塗装 60					
	<ul style="list-style-type: none"> ・一式塗装を適用した場合で、板金又は交換の減点を必要とするものは〈 〉内点数を適用し、カードサイズ未満の凹みは〈5点〉とする。(バンパも同様の扱いとする) 全塗装の条件 1. 指定色 2. 特殊色 3. 塗装減点の合計が全塗装点数を超えるもの ・ルーフ・キャブ塗装で、ダブルキャブは120%、トリプルキャブは150%とする。 ただし、全塗装を適用する場合は150点とする。 ・キャブ全塗装の減点点数には、バンパ塗装を含む。 ・荷台全塗装の減点点数には、サイドガード・リヤフェンダ・リヤバンパの塗装を含む 							
バンパ	修理・交換	カードサイズ未満			〈5〉 10			
		部 品 名	修理 (塗装含む)		交 換 (塗装含む)			
	小		大					
		バンパ	〈5〉 10	〈10〉 20	〈20〉 30			
ガーニッシュ	修理・交換	部 品 名	修 理		交 換			
		ガーニッシュ (アウターパネル)	10		15			

※樹脂製部品については、上記の表を準用する。

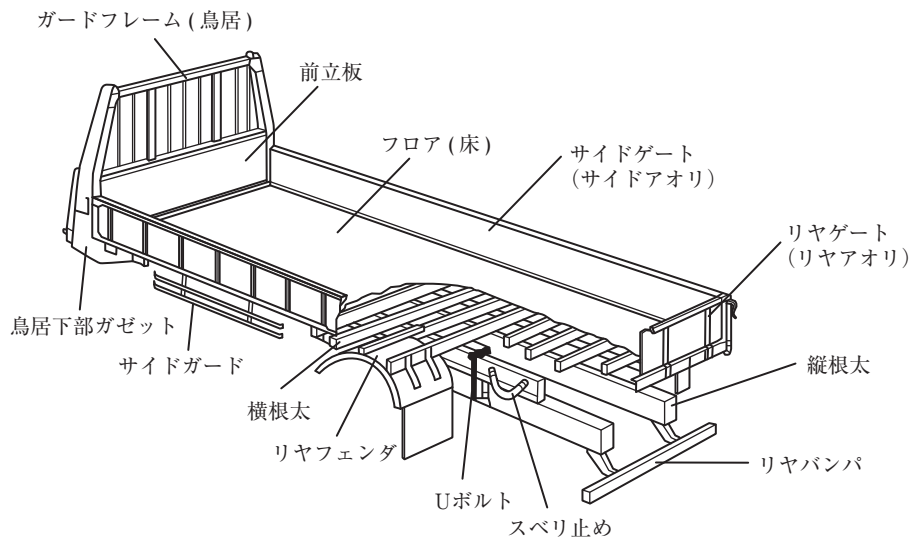
トラック（荷台、フレーム）

査定項目	査定区分	減点の区分及び細則 / 減点				
外	価値減点	[曲がり] 前立、ガードフレーム（鳥居）、サイド及びリヤゲート、サイドガード、リヤバンパの曲がり				10
		[ささくれ] 床板、ゲートの内板及び前立板の軽度のささくれ				10
		[凹み] アルミブロックの軽度の凹み				10
		[食い込み、ひび] 横根太の食い込み、ひび（1台分）				10
		[腐食] サイド及びリヤゲート鉄板の軽度の腐食				10
		[フレームのさび、下がり、垂れ、曲がり] さび、下がり及び垂れ				20
	標準外架装（1台分）	曲がり				60
		スチールボディの総板張り				20
		サイドゲート内側二重張り（板張り又は鉄板張り）				10
		フロア二重張り				10
		前立鉄板張り				5
		ガードフレーム（鳥居）の補強				5
		補助アオリ				20
		ロープ穴				25
	フロアの水抜き穴				10	
板	カードサイズ未満				<5> 10	
	塗装・板金・交換	部品名	塗装のみ	板金（塗装含む）		交換 （塗装含む）
				小	大	
		サイドゲート（標準）	15	<10> 25	<15> 30	<45> 60
		〃（ロング）	15	<10> 25	<15> 30	<55> 70
		リヤゲート	10	<10> 20	<15> 25	<30> 40
		ガードフレーム（鳥居）	10	<10> 20	<15> 25	<45> 55
		前立	10	<5> 15	<10> 20	<15> 25
		木製床板の折れ1ヵ所	—	10	—	50（1台分）
		スチール製フロア（標準）	10	<10> 20	<15> 25	<50> 60
		〃（ロング）	10	<10> 20	<15> 25	<60> 70
		リヤフェンダ	10	—	—	<5> 15
		サイドガード	10	—	—	<5> 15
		リヤバンパ	10	—	—	<5> 15
		リヤボディ Assy低床キャブタイプ	—	—	—	290
		〃 低床ボンネットタイプ	—	—	—	180
〃 フラットデッキ（標準）	—	—	—	360		
〃 フラットデッキ（ロング）	—	—	—	450		
・一式塗装を適用した場合で、板金又は交換の減点を必要とするものは〈 〉内点数を適用し、カードサイズ未満の凹みは〈5点〉とする。						

協会呼称



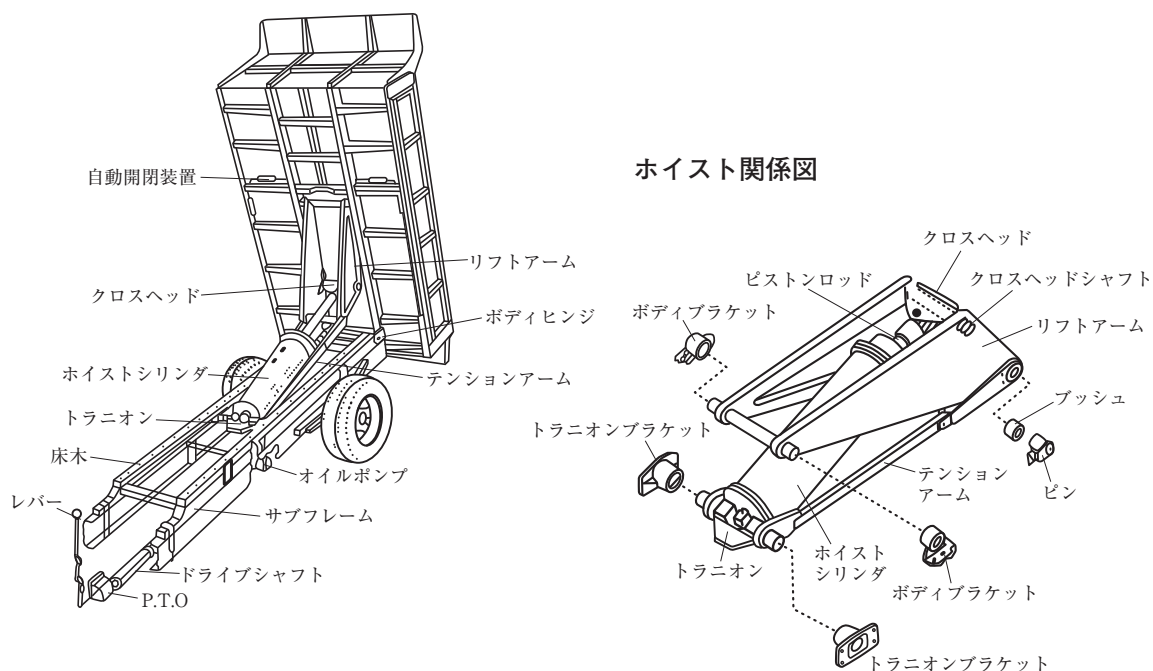
協会呼称



ダンプリヤボディ

査定項目	査定区分	減点の区分及び細則 / 減点				
各部位点検調整				10		
外板	価値減点	ガードフレーム及び各ゲートの曲がり、フロアの凹凸			10	
	標準外架装 (一台分)	床二重張り (鉄板)			10	
		固定柱改造			10	
		フロアの水抜き穴			10	
		アングル補強			10	
		コボレーン (法に抵触するもの)			10	
	カードサイズ未滿				(5) 10	
	塗装・板金・交換	部品名	塗装のみ	板金 (塗装含む)		交換 (塗装含む)
				小	大	
		サイドゲート	15	(10) 25	(15) 30	(70) 85
		リヤゲート	15	(10) 25	(15) 30	(40) 55
		ガードフレーム (プロテクター)	15	(10) 25	(15) 30	(50) 65
		フロア	10	(10) 20	(15) 25	(50) 60
		リヤフェンダ	10	—	—	(5) 15
		サイドガード	10	—	—	(5) 15
		リヤバンパ	10	—	—	(5) 15
		リヤボディAssy (ガードフレーム付)	—	—	—	480
		低圧ゴムホース (1個)	—	—	—	10
		高圧ゴムホース (1個)	—	—	—	15
		ヒンジブラケット (両側)	—	—	—	30
ゲートヒンジ (両側)		—	—	—	10	
PTO Assy		—	—	—	45	
オイルポンプAssy	—	—	—	70		
・一式塗装を適用した場合で、板金又は交換の減点を必要とするものは〈 〉内点数を適用し、カードサイズ未滿の凹みは〈5点〉とする。						

ダンブ機構図



ミラー類、メッキ・モール類・小部品

査定項目	査定区分	減点の区分及び細則 / 減点		
ミラー類 (1コ)	標準状態	1. 反射鏡部はくもり、はくり、破損がないこと 2. カバー部は商品価値に影響を与える傷等のないこと ・1cm未満の小傷は無減点とする 3. リモコンは正常に機能すること		
	修理	カバー部に1cm以上の線傷、強固な付着物があり塗装修理が可能なもの	減点 5	
	交換	1. 反射鏡部がくもり、はくり、破損しているもの 2. カバー部に亀裂、破損、腐食のあるもの 3. リモコン操作が不良のもの		
		部 品 名		減点
		電動ドアミラー (ウインカー付、電動格納式)		30
		電動ドアミラー (電動格納式)		25
		電動ドアミラー		20
		ドアミラー		15
		フェンダーミラー		20
		バン、トラック用ミラー		10
アンダーミラー、補助確認ミラー		10		
メッキ・モール類・小部品	標準状態	1. 表面に商品価値に影響を与える傷等のないこと ・1cm未満の凹み及び小傷は無減点とする 2. 破損、曲がり、腐食、異物の付着のないこと		
	交換	1. 破損、曲がり、1cm以上の凹み・線傷、全体にわたるさびがあるもの 2. メッキ部、塗装部がはがれていて見苦しいもの		
		部 品 名		減点
		フロントグリル		15
		モール (バンパモール含む) 1本		5
		エンブレム、オーナメント 1個		3
		ウェザストリップ 1本		5
		ストライプ (片側)		20
マッドガード 1個		5		

※交換に至らないミラーのウインカーレンズの傷は、価値減点として3点減点する。

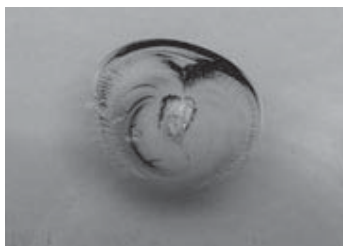
ガラス

査定項目	査定区分	減点の区分及び細則 / 減点		
ガラス	標準状態	1. フロントガラスは割れ及び運転上視界を妨げる傷等のないこと 2. リヤガラス、ドアガラス、三角ガラス、サンルーフガラス、トラックのリヤガラスの商品価値に影響を及ぼさない小傷は無減点とする 3. 法に抵触しないフィルム貼りは無減点とする		
フロントガラス	価値減点	・うすいワイパー傷、飛石による小傷、修理跡のあるもの（1台分）	20	
	交換	1. ワイパー傷等で爪の引っかかるもの 2. 飛石等によりひび割れ、亀裂があるもの 3. 修理跡でひび割れがあるもの		
		自動ブレーキカメラ	無	有
		カラー（グレー、ブロンズ、サンシェード、ブルーガラス、UVカットガラス等色付きのもの）	100	150
	その他（無色透明のもの）	65	100	
その他のガラス	リヤガラス、ドアガラス、三角ガラス、サンルーフガラス、トラックリヤガラス			
	価値減点	・ガラス文字書き（1台分） ・カードサイズ未満の線傷	10	
	修理	・運転席、助手席のフィルム貼り（1台分） ・見苦しいフィルム貼り（1台分）	10	
	交換	1. カードサイズ以上の線傷のあるもの 2. ひび割れ、亀裂のあるもの		
		ドアガラス（サイドガラス含む）	20	
		三角ガラス	10	
	交換	サンルーフガラス	55	
		リヤガラス カラー（熱線）入り	60	
〃 その他（熱線入り）		45		
〃 その他（熱線なし）		35		
	トラックのリヤガラス	15		

※各ガラスへの車台番号の刻印は加減点無しとし、それ以外の刻印（イニシャル・登録番号）は、ガラス交換の扱いとする。

※自動ブレーキ付きフロントガラスの交換点数には、自動ブレーキの再調整を含む。

〈参考〉 飛石傷（ひび割れ、亀裂）の例



2. 内 装

査定項目	査定区分	加減点の区分及び細則 / 加減点					
内	標準状態	1. 内装は規定のものであり、破損、汚れ、シミ等のないこと 2. マット類に衰退、欠品のないこと 3. 積載物その他の理由による異臭のないこと					
	価値加減点	価値加点 (1台単位) (当・1年ものには、適用しない)				加点	
		内装が無減点 (ルームクリーニング減点を除く) の良質車については特別に加点する				+20	
		価値減点 (1台単位)				減点	
		内装部分の傷、シール、テープ等の跡、ハンガーパイプ等が付いているもの、タバコ、ペット等による異臭のあるものは減点する					
		1. 内装部分の傷				10	
		2. シール、テープ、接着剤等の跡のあるもの				10	
	修理	3. ハンガーパイプの付いているもの				10	
		4. 異臭 (タバコ、ペット、芳香剤等) があるもの				40	
		5. ペット等の毛が付着しているもの				40	
		6. 天井、内張り等にタバコのヤニが付着しているもの				40	
		ルームクリーニング (1台単位)				10	
		1. 内装の著しい汚れ (ルームクリーニングとは別に)				5	
		2. 1cm未満のビス穴、タバコのこげ跡、こげ穴、破れ、ほころびが2個以内				10	
		3. シートにへたり、天井にたるみのあるもの				10	
		4. カードサイズ未満のシミ (1個)				10	
		5. バンの室内塗装 (1台分)				30	
		6. バンの室内板金			小	大	
※塗装及び板金は、板金減点〈大〉を上限とする (1台分)				30	50		
装	交換・張替	1. 1cm以上のビス穴、タバコのこげ跡、こげ穴、破れ、ほころび					
		2. 1cm未満のビス穴、タバコのこげ跡、こげ穴、破れ、ほころびが3個以上					
		3. 樹脂製部品の割れ、カードサイズ以上の傷					
		4. マット類の衰退が著しい場合又は欠品している場合					
		5. カードサイズ以上のシミ、カードサイズ未満のシミが2個以上					
		セパレート シート (クッション)	布	25	ビニール	20	
		〃 (バック)		35		30	
		ベンチ シート (クッション又はバック)		40		30	
		革シート・フロント (クッション又はバック)	50				
		〃 リヤ (クッション又はバック)	100				
		天井内張り	布	30	ビニール	20	
		ドア内張り (1枚)	革	40			布
		コンソールボックス、グローブボックス (1個)	15				
		ダッシュボード	45				
		灰皿、小物入れ (1個)	2				
		シフトノブ	3				
		サイドボード (1枚)	15				
		リヤシェルフ	10				
		ヘッドレスト (1個)	10				
		内装カバー類 (1枚)	10				
		フロアマット (1台分)	35				
		トランクマット	布	10	ビニール	5	
		トランクルーム内張り		5		2	
		ルームミラー	10				

※分割シート (1+2名) の1名シートは、セパレートシート、2名シートは、ベンチシートを適用する。

3. エンジン、足回り関係（全車種共通）

査定項目	査定区分	加減点の区分及び細則 / 加減点		
機能関係	価値加減点	(定期点検整備加減点) 査定日からさかのぼって乗用車、軽自動車は1年以内、トラック、商用車は6ヵ月以内に法定点検整備を受けたことが定期点検整備記録簿により確認できたものは加減点することができる。 法定点検整備は、乗用車および軽自動車では1年又は2年、トラックおよび商用車では12ヵ月または6ヵ月点検整備とする。		加減点
				+15
ガソリンエンジン	基本	油汚れ等がなく、手入れも良く、一般調整程度で再販可能なもの		減点
	調整	アイドリング不良、排気色黒、ルーム内汚れ大		20
	修理	タイミングベルトの異音、ヘッドガスケットよりのオイルもれ、排気色白色のもの		60
	O/H	エンジン始動せず又は焼付き等		実費
ロータリーエンジン	基本	油汚れ等がなく、手入れも良く、一般調整程度で再販可能なもの		
	調整	アイドリング不良、排気色黒、ルーム内汚れ大		20
	修理	エンジンからの異音		60
	O/H	エンジン始動せず又は焼付き等		実費
ディーゼルエンジン	基本	油汚れ等がなく、手入れも良く、一般調整程度で再販可能なもの		
	調整	アイドリング不良、排気色黒、ルーム内汚れ大		20
	修理	排気色白色のもの		90
	O/H	エンジン始動せず又は焼付き等		実費
単体部品	基本	点検程度で良いもの		
	修理	ターボチャージャ オイルにじみ 1個		70
	O/H	噴射ポンプ O/H		180
	交換	ターボチャージャ 不良 (本体交換、センサー部除く)		120
		ファンベルト交換		10
		オルタネータ交換		40
		スタータ交換		40
	交換	ウォータポンプ交換		25
		オイルパンパッキン交換		20
		ラジエータ Assy 交換		70
フューエルタンク Assy 交換		30		
マフラー	基本	点検程度で良いもの		
	交換	エキゾーストパイプ・サブマフラー交換 (排気もれ、腐食穴、改造)		30
		メインマフラー交換 (排気もれ、腐食穴、改造)		40
		触媒マフラー交換		60

※ハイブリッドエンジンは、対象となるエンジン欄の加減点を適用する。

※EV・HV等のモーター関係の不具合は実費減点とする。

※FCV（燃料電池車）の動力関係不具合は実費減点とする。

エンジン、足回り関係（全車種共通）

査定項目	査定区分	減点の区分及び細則 / 減点	
クラッチ	基本	作動が正常で、切れ不良、オイルもれ、滑り、ジャダ等のないもの	
	修理	各シリンダ系統のオイルもれのあるもの	10
	O/H	切れ不良、滑り、ベアリング異音	FF 80 FR 60
M ミッション	基本	作動が正常で、オイルもれ、異音のないもの	
	修理	パッキンまたはオイルシールよりオイルもれのあるもの	10
		シンクロ不良、またはベアリングより異音のあるもの	FF 80 FR 60
A ミッション	基本	作動が正常で、オイルもれ、異音のないもの	
	修理	パッキンまたはオイルシールよりオイルもれのあるもの	10
	O/H	・タイムラグ（作動が1秒程度以上のもの） ・滑り及び不良のもの ・トルクコンバーターを含む不良のもの	200
ジョイント	基本	作動が正常で、異音のないもの	
	修理	プロペラシャフトの異音及びガタ	20
		ドライブシャフトのブーツ交換（ジョイント含む）（1カ所）	30
交換	ドライブシャフト Assy（ブーツ含む）	FF 50	
デフシャル	基本	作動が正常で、オイルもれ、異音のないもの	
	修理	オイルシールよりオイルもれのあるもの（1カ所）	10
	O/H	走行中異音のあるもの	FF 75 FR 60
ステアリング	基本	作動が正常で、オイルもれ等のないもの	
	修理	ギヤボックスのオイルもれのあるもの	10
		ブーツ交換（1カ所）	10
	交換	パワーステアリング異音または作動不良	55
		ステアリングホイール交換（エアバッグ含む） 〃（エアバッグ含まない）	70 20
サスペンション・スプリング	基本	作動が正常で、オイルもれ等のないもの	
	交	ストラット オイルもれ（交換 1本）	25
		ショックアブソーバ オイルもれ（交換 1本）	20
		エアサスペンションのエアもれ（1台分）	120
	換	サスペンション復元（1台分）	100
		フロントリーフスプリング No.1	15
		〃 No.2以下	10
		リヤリーフスプリング No.1	15
		〃 No.2以下	15
コイルスプリング	15		
ブレーキ	基本	作動が正常で、液もれ、片効き、異音等のないもの	
	O/H	オイルもれのあるもの（マスタシリンダ又はキャリパー、ホイールシリンダ1カ所）	10
	交換	ディスクパッド交換（フロントまたはリヤの左右セット）	15
ディスクローター交換（1カ所）		15	

※4WDは、当該車種の2WD駆動方式（FF・FR）の減点を準用する。

2WDが無い車種は、FRの減点を準用する。

4. 電 装

査定 項目	査定 区分	減 点 の 区 分 及 び 細 則 / 減 点		
電 装 関 係	交 換 部 品	ヘッドランプAssy	1個	30
		プロジェクターヘッドランプAssy	〃	70
		ディスチャージランプAssy	〃	90
		LEDヘッドランプAssy	〃	90
		フォグランプ	〃	10
		〃 (プロジェクタータイプ)	〃	15
		コーナリングランプAssy	〃	5
		サイドマーカーランプAssy	〃	3
		フロントターンシグナルランプAssy	〃	6
		リヤコンビネーションランプAssy (乗用、ワゴン)	〃	16
		LEDリヤコンビネーションランプAssy	〃	20
		テールランプAssy (バン)	〃	12
		〃 (トラック)	〃	6
		テールレンズ (トラック)	〃	2
		ライセンスランプAssy	〃	5
		バックランプAssy	〃	5
		ワイパーブレード	1本	3
		ワイパーアーム	〃	5
		ホーンAssy	1セット	5
		シガーライター	1個	2
バッテリー (ガソリン)	1個	20		
〃 (ディーゼル)	〃			
キーシリンダセット	1台分	30		
リモコンキー	1個	20		
キーレスシステム	1個	40		

※交換に至らないレンズの傷は、価値減点として3点を適用する。

Ⅲ 装備品の評価

装備品は次のとおり評価する。ただし、標準装備車には加点しない。

1. エアコンの評価

クラス	機種\年もの	当・1年	2・3年	4・5年	6年～
Ⅰ・Ⅱ	エアコン	160	140	110	80
	デュアルエアコン	220	180	140	110
Ⅲ・Ⅳ	エアコン	130	110	90	60
	デュアルエアコン	180	150	120	90
軽自動車	エアコン	100	80	60	40
	デュアルエアコン	140	120	100	70
軽貨物	エアコン	70	60	50	40

キャブワゴン車のデュアルは、オーバーヘッドまたはサイドデフロスタータイプとする。

エアコン標準車にデュアルエアコンがオプション装備されている場合は、エアコンとデュアルエアコンの差額を加算する。

細則. 冷却不良の場合の減点

コンプレッサ リビルト交換	40
ガスチャージ	10
その他の不良	評価点の範囲内

2. ミッションの評価

1) マニュアルミッション車とオートミッション車の格差

(1) 乗用車系（スポーツタイプを除く）

クラス\年もの	当・1年	2・3年	4・5年	6年～
Ⅰ・Ⅱ	0～170	0～150	0～130	0～110
Ⅲ・Ⅳ	0～120	0～100	0～90	0～80
軽自動車	0～80	0～70	0～60	0～50

(2) 商用車系・軽トラック

クラス\年もの	当・1年	2・3年	4・5年	6年～	
商用車系	Ⅰ～Ⅳ	0～60	0～50	0～40	0～30
	軽	0～50	0～40	0～30	0～20
軽トラック	0～25	0～20	0～15	0～10	

2) スポーツ系マニュアルミッション車の評価

スポーツ系の車種で、マニュアルミッション車の市況が良いものは、基本価格がオートミッションで設定されているとき、加算することができる。

(基本価格がマニュアルミッション設定のときは、オートミッション車の減額をすることができる。)

3) トラックのオートミッション減額

トラックはオートミッション減額を設けないが、特別に減額することができる。

3. パワーステアリングの評価

車種・クラス・年もの	当・1年	2・3年	4・5年	6年～
全車種・全クラス共通	50	40	30	20

4. パワーウィンドの評価

車種・クラス・年もの	当・1年	2・3年	4・5年	6年～
全車種・全クラス共通	30	20	10	10

細則：修理減点は1ヵ所につき10点とする。

5. ABSの評価

クラス\年もの	当・1年	2・3年	4・5年	6年～
I～IV	30	20	10	10
軽	20	15	10	10

6. サンルーフ（電動式）の評価

クラス\年もの	当・1年	2・3年	4・5年	6年～
特・I・II・III	70	50	30	20
IV・軽	30	20	10	0

細則：1. 故障の場合は、修理減点30点以内とする。（加点を超えても減点する）

2. パノラマルーフ等は、上表を準用する。

7. オートスライドドア・パワーバックドアの評価

全車種・全クラス共通

区分\年もの	当・1年	2年～
1ヵ所	20	10

8. 革シートの評価

クラス\年もの	当・1年	2・3年	4・5年	6年～
特	110	70	40	30
I・II	90	50	30	20
III・IV・軽	40	30	20	10

細則：1. 欠陥があり、張替減点をするものは加点しない。

2. コンビシート（両側レザー、中央モケット）は、布として扱い、加点しない。

3. 革シートの評価には人工皮革を含む。

9. エアバッグの評価

全車種・全クラス共通

区分\年もの	全 年
1台分	10

10. アンテナ交換減点

区 分	減点
アンテナ	5

細則：ガラスプリントアンテナは、実費減点とする。

11. ナビゲーションシステム・オーディオ類の評価

ナビゲーションシステム・オーディオ類の評価は、市場変動が著しいことから加減点点数等については、価格ガイドブック及び協会ホームページに掲載する。

下表は、参考値である。

1) ナビゲーションシステムの評価（オーディオ類の評価を含む）

全車種・全クラス共通

機種\年もの	当・1年	2・3年	4・5年	6年
ナビゲーションシステム	60	40	30	20
ツインモニター（1台分）	30	20	10	5
カメラ類（1台分）		10		5

細則：1. 標準装備品の故障、欠品は実費減点とする。

2. 上記の装備品が故障の場合は加点せず、10点を減点する。

3. ナビゲーションシステム（メモリー式）の地図ソフト用メモリーカード欠品の場合は10点、取扱説明書の欠品の場合は3点を減点する。
4. オプション装備のその他のカメラ類（オーディオ一体モニター、バックミラー一体モニター等）はナビゲーションシステムの評価のカメラ類の点数を適用する。
5. 外付けタイプのナビゲーションシステムは評価の対象外とする。
6. ナビゲーションシステム本体の取付けが、工具等を使用しなければ容易に脱着できないもので、電源等の配線は露出しておらず直接車両側ワイヤーハーネスと接続されているもの（取り付け位置等が違法なもの、取り付け方が商品性下落につながるようなものは除く）以外は評価の対象外とする。
7. 暗証番号設定機能付きのナビゲーションシステムは、暗証番号入力画面が確認できれば作動正常として評価する。

2) オーディオ類（ラジオ、CD、メモリー対応等）の評価

全車種・全クラス共通

オーディオ類の加点は行わない。

細則：1. 標準装備のオーディオ類が故障の場合は10点、欠品の場合は20点を減点する。

2. オプション装備のオーディオデッキ本体取り外し跡（穴埋め）は、5点を減点する。

12. フルスポイラーの評価

オプションでフロントスポイラー、両サイドスポイラー、リヤスポイラーがセットで取り付けられているものは加点することができる。

車種	クラス	当・1年	2・3年	4・5年	6年～
乗用車系	特・Ⅰ・Ⅱ	70	60	50	40
	Ⅲ・Ⅳ	50	40	30	20
	軽自動車	40	30	20	10
キャブワゴン、バン系	Ⅰ・Ⅱ	90	70	60	50
	Ⅲ・Ⅳ	70	50	40	30
	軽自動車	50	40	30	20

13. 標準ドアミラー車のフェンダミラー付き減点（乗用車系）

クラス\年もの	当・1年	2・3年	4・5年	6年～
特（B、A）	270	230	200	180
Ⅰ	180	160	140	120
Ⅱ	150	130	110	90
Ⅲ	120	100	80	70
Ⅳ	100	80	60	50
軽	80	60	40	30

14. 電気自動車・プラグインハイブリッドの充電ケーブルの評価

- ・標準、オプションに係わらずAC200Vの充電ケーブルが搭載されている場合は、加減点を行わない。
- ・AC200Vの充電ケーブルが搭載されていない場合、またはAC100Vの充電ケーブルのみが搭載されている場合は、標準装備品の実費減点を適用する。
- ・AC200Vの充電ケーブルが搭載されており、その他に充電ケーブルが搭載されていても加点は行わない。

15. その他の装備品

査定基準に記載されていない装備品については、市場を勘案して評価することができる。

Ⅳ 商品価値の評価

1. タイヤの評価

タイヤは残り溝の深さにより、1本につき次の加減点をする。

- 細則
1. 応急用タイヤが標準の場合は欠品のみ減点の対象とする。1本15点
 2. ランフラットタイヤ、オールシーズンタイヤは、下表を準用する
 3. ランフラットタイヤ車に通常タイヤが装着されていた場合は加點しない。
 4. タイヤ修理キット欠品の場合は、15点の減点とする。
 5. タイヤ、ホイールが保安基準に抵触するものは原則として交換とする。
 6. ひび割れ、亀裂、片べり、段べり等偏摩耗のものは残り溝に関係なく、1.6mm未満の減点をする。
 7. ホイール径で12.5インチのように端数のつく場合は、切り上げて13インチとして扱う。

1) 乗用車系タイヤ

残り溝 mm インチ	スベア 欠品 ()内アルミ	1.6mm 未満	1.6mm 以上	5mm 以上	ホイール 交換 ()内アルミ
19以上	— (82)	35	0	+8	— (47)
18	— (68)	30	0	+7	— (38)
17	— (57)	25	0	+6	— (32)
16	27 (46)	17	0	+5	10 (29)
15	22 (36)	13	0	+4	9 (23)
14	18 (31)	10	0	+3	8 (21)
13以下	16 (29)	9	0	+2	7 (20)

2) 商用車・トラック系タイヤ

残り溝 mm インチ	スベア 欠品	1.6mm 未満	1.6mm 以上	6mm 以上	ホイール 交換
16以上	25	13	0	+4	12
15	22	12	0	+3	10
14	18	9	0	+2	9
13以下	13	6	0	+2	7

3) ホイールカバー交換

- ・破損、1cm以上の凹み・線傷、全体にわたるさびのあるもの
- ・塗装部がはがれていて見苦しいもの

		特	I	II	III	IV・軽
フルカバー	1個	10	7	6	5	4
ハーフ（キャップ）またはセンターカバー	1個	—	4	4	3	2

【参考】

スノータイヤ、スタッドレスタイヤ（地域性を考慮して適用する）

残り溝 mm インチ	5mm未満	5mm以上	8mm以上
17以上	25	0	+6
16	17	0	+5
15	13	0	+4
14	10	0	+3
13以下	9	0	+2

2. アルミホイールの評価

1) 減点

価値減点：うすいすり傷、くすみは価値減点とする。

交換：傷、腐食、亀裂、変形等欠陥のあるもの、デザイン、サイズ、規格の異なるものは交換

ホイールの径	19以上	18	17	16	15	14	13以下
1本分の価値減点	12	10	8	7	6	5	5
1本分の交換点数	47	38	32	29	23	21	20

オプション装備車は、4本セットで加点をし、その後減点する。

2) オプション装備の場合の加点

JWL、VIAマーク付きのもので、デザイン、サイズ、規格が揃っているものは4本セットで加点する。

加点

インチ\年もの	当・1年	2・3年	4・5年	6年～
19以上	90	70	50	30
18	80	60	40	20
17	70	50	30	10
16	60	40	20	5
15	45	25	15	0
14	40	20	10	0
13以下	35	15	5	0

3. 保証書・整備手帳・取扱説明書の評価

1) 保証書、整備手帳、取扱説明書が3点とも備え付けられている場合はセットで10点を加点する。

2) 備え付けられていない場合の減点

	保証書・整備手帳		取扱説明書
	当～5年	6年～	全年
特・I・II	40	30	5
III・IV・軽	20	10	

細則 1. 保証書・整備手帳・取扱説明書の原本が確認できなかった場合は減点の扱いとする。

2. 汚損、破損の認められるものは減点の扱いとする。

ただし、個人情報欄の目隠し、カット等の処理は「汚損、破損」には該当しない。

4. 走行キロの評価

走行キロの評価は適用表に基づき加減点を行う。(基本価格×加減率)

細則

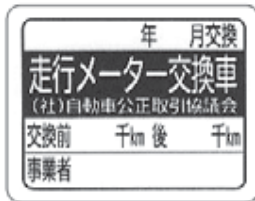
1. 走行キロ加減点は原則として積算計の走行キロ数によって行う。
2. 自動車検査証記載の車検時の走行キロ、定期点検記録簿、オイル交換及び各エレメント類交換ラベル等から推定走行キロ数が特定できる場合は、推定走行キロ数によって加減点を行う。

(例)

推定走行キロ数 = 定期点検時の走行キロ数 + (1,000km × 定期点検後の使用経過月数)

但し、推定走行キロ数が特定できない場合は、商品価値減点(基本価格の30%以内)を減点する。

3. メーター交換のシール貼付車の取扱い
実走行キロ数(交換前の走行キロ数+現車走行キロ数)により加減点



4. メーター改ざんのシール貼付車の取扱い

- 1) 推定走行キロ数が判るもの
推定走行キロ数減点+商品価値減点(基本価格の10%以内)を減点する
- 2) 推定走行キロ数が判らないもの
商品価値減点(基本価格の30%以内)を減点する



5. 使用経過月数の計算

使用月数の計算は初度登録年月の翌月から起算して査定年月までの月計算(足掛け)とする。
また、当月内の1ヵ月未満は0ヵ月とする。

例 査定年月日 平成29年11月10日
-) 初度登録年月 平成26年 4月 (22日)
3年 7月 ……………43ヵ月

6. 走行キロ加減点 計算方式
基本価格×加減率

[計算例]

1,150千円(基本価格)×5%(適用表より)=57.5

小数点以下第一位を四捨五入して=58

7. EV・HV、FCV等の走行キロ評価は、クラスごとに加減率を適用する。
8. 特装車の走行キロの評価について
乗じる際の基本価格は、特装車の基本価格とする。

表1 乗用車、ワゴン、オフロードタイプ

特C・B・A・Iクラス		標準走行キロ																											
走行 km (千)	使用経過月数																				走行 km (千)								
	0 4	5 8	9 12	13 16	17 20	21 24	25 28	29 32	33 36	37 40	41 44	45 48	49 54	55 60	61 66	67 72	73 78	79 84	85 90	91 96		97 102	103 108	109 114	115 120	121 (上限)			
5			1	2	3	4	5	6	7	8	9	10	11	12	13	14	15	16	17	18	19	20	21	22	23	5			
10	-3	-2			2	3	4	5	6	7	8	9	10	11	12	13	14	15	16	17	18	19	20	21	22	10			
15	-5	-4	-3				2	3	4	5	6	7	8	9	10	11	12	13	14	15	16	17	18	19	20	15			
20	-7	-6	-5	-3				2	3	4	5	6	7	8	9	10	11	12	13	14	15	16	17	18	19	20			
25	-9	-8	-7	-5	-3	-2					3	4	5	6	7	8	9	10	11	12	13	14	15	16	17	25			
30	-11	-10	-9	-7	-5	-4	-3					3	4	5	6	7	8	9	10	11	12	13	14	15	15	30			
35	-13	-12	-11	-9	-7	-6	-5	-4	-3	-2					4	5	6	7	8	9	10	11	12	13	14	35			
40	-15	-14	-13	-11	-9	-8	-7	-6	-5	-4	-3	-2				4	5	6	7	8	9	10	11	12	13	40			
45	-17	-16	-15	-13	-11	-10	-9	-8	-7	-6	-5	-4	-3					5	6	7	8	9	10	11	12	45			
50	-19	-18	-17	-15	-13	-12	-11	-10	-9	-8	-7	-6	-5	-3					5	6	7	8	9	10	11	50			
55	-21	-20	-19	-17	-15	-14	-13	-12	-11	-10	-9	-8	-7	-5	-3	-2				5	6	7	8	9	10	55			
60	-23	-22	-21	-19	-17	-16	-15	-14	-13	-12	-11	-10	-9	-7	-5	-4	-3								7	8	60		
65	-25	-24	-23	-21	-19	-18	-17	-16	-15	-14	-13	-12	-11	-9	-7	-6	-5	-3									65		
70	-27	-26	-25	-23	-21	-20	-19	-18	-17	-16	-15	-14	-13	-11	-9	-8	-7	-5	-3								70		
75	-29	-28	-27	-25	-23	-22	-21	-20	-19	-18	-17	-16	-15	-13	-11	-10	-9	-7	-5	-3							75		
80	-31	-30	-29	-27	-25	-24	-23	-22	-21	-20	-19	-18	-17	-15	-13	-12	-11	-9	-7	-5	-4	-3	-2				80		
90	-34	-33	-32	-30	-28	-27	-26	-25	-24	-23	-22	-21	-20	-18	-16	-15	-14	-12	-10	-8	-7	-6	-5	-3	-2		90		
100	-37	-36	-35	-33	-31	-30	-29	-28	-27	-26	-25	-24	-23	-21	-19	-18	-17	-15	-13	-11	-10	-9	-8	-6	-5		100		
110	-42	-41	-40	-38	-36	-35	-34	-33	-32	-31	-30	-29	-28	-26	-24	-23	-22	-20	-18	-16	-15	-14	-13	-11	-10		110		
120	-47	-46	-45	-43	-41	-40	-39	-38	-37	-36	-35	-34	-33	-31	-29	-28	-27	-25	-23	-21	-20	-19	-18	-16	-15		120		
130	-52	-51	-50	-48	-46	-45	-44	-43	-42	-41	-40	-39	-38	-36	-34	-33	-32	-30	-28	-26	-25	-24	-23	-21	-20		130		
140	-57	-56	-55	-53	-51	-50	-49	-48	-47	-46	-45	-44	-43	-41	-39	-38	-37	-35	-33	-31	-30	-29	-28	-26	-25		140		
150	-60	-60	-60	-58	-56	-55	-54	-53	-52	-51	-50	-49	-48	-46	-44	-43	-42	-40	-38	-36	-35	-34	-33	-31	-30		150		
160	↑	↑	↑	-60	-60	-60	-59	-58	-57	-56	-55	-54	-53	-51	-49	-48	-47	-45	-43	-41	-40	-39	-38	-36	-35		160		
170	↑	↑	↑	↑	↑	↑	-60	-60	-60	-60	-60	-59	-58	-56	-54	-53	-52	-50	-48	-46	-45	-44	-43	-41	-40		170		
180	↑	↑	↑	↑	↑	↑	↑	↑	↑	↑	↑	↑	↑	↑	-60	-60	-60	-59	-58	-57	-55	-53	-51	-50	-49	-48	-46	-45	180
190	↑	↑	↑	↑	↑	↑	↑	↑	↑	↑	↑	↑	↑	↑	↑	↑	↑	↑	↑	↑	↑	↑	↑	↑	↑	↑	↑	190	
190超 (上限)	↑	↑	↑	↑	↑	↑	↑	↑	↑	↑	↑	↑	↑	↑	↑	↑	↑	↑	↑	↑	↑	↑	↑	↑	↑	↑	↑	190超 (上限)	

基本価格に対する加減率 (%)

(注) 1. 走行キロ数の適用は、以内とする。

(注) 2. 端数の処理は、小数点以下第一位を四捨五入する。

表2 乗用車、ワゴン、オフロードタイプ

II・IIIクラス		標準走行キロ																										
走行 km (千)	使用経過月数																						走行 km (千)					
	0 4	5 8	9 12	13 16	17 20	21 24	25 28	29 32	33 36	37 40	41 44	45 48	49 54	55 60	61 66	67 72	73 78	79 84	85 90	91 96	97 102	103 108		109 114	115 120	121 (上限)		
5			1	2	3	4	5	6	7	8	9	10	11	12	13	14	15	16	17	18	19	20	21	22	23	5		
10	-3	-2				2	3	4	5	6	7	8	9	10	11	12	13	14	15	16	17	18	19	20	21	10		
15	-5	-4	-3					2	3	4	5	6	7	8	9	10	11	12	13	14	15	16	17	18	19	15		
20	-7	-6	-5	-3	-2					3	4	5	6	7	8	9	10	11	12	13	14	15	16	17	18	20		
25	-9	-8	-7	-5	-4	-3	-2					3	4	5	6	7	8	9	10	11	12	13	14	15	16	25		
30	-11	-10	-9	-7	-6	-5	-4	-3	-2						3	4	5	6	7	8	9	10	11	12	13	30		
35	-13	-12	-11	-9	-8	-7	-6	-5	-4	-3	-2					3	4	5	6	7	8	9	10	11	12	35		
40	-15	-14	-13	-11	-10	-9	-8	-7	-6	-5	-4	-3	-2					4	5	6	7	8	9	10	11	40		
45	-17	-16	-15	-13	-12	-11	-10	-9	-8	-7	-6	-5	-4	-3						4	5	6	7	8	9	45		
50	-19	-18	-17	-15	-14	-13	-12	-11	-10	-9	-8	-7	-6	-5	-3								5	6	7	8	50	
55	-21	-20	-19	-17	-16	-15	-14	-13	-12	-11	-10	-9	-8	-7	-5	-3	-2							5	6	7	55	
60	-23	-22	-21	-19	-18	-17	-16	-15	-14	-13	-12	-11	-10	-9	-7	-5	-4	-3	-2							60		
65	-25	-24	-23	-21	-20	-19	-18	-17	-16	-15	-14	-13	-12	-11	-9	-7	-6	-5	-4	-3						65		
70	-27	-26	-25	-23	-22	-21	-20	-19	-18	-17	-16	-15	-14	-13	-11	-9	-8	-7	-6	-5	-3					70		
75	-29	-28	-27	-25	-24	-23	-22	-21	-20	-19	-18	-17	-16	-15	-13	-11	-10	-9	-8	-7	-5	-3				75		
80	-31	-30	-29	-27	-26	-25	-24	-23	-22	-21	-20	-19	-18	-17	-15	-13	-12	-11	-10	-9	-7	-5	-4	-3	-2	80		
90	-34	-33	-32	-30	-29	-28	-27	-26	-25	-24	-23	-22	-21	-20	-18	-16	-15	-14	-13	-12	-10	-8	-7	-6	-5	90		
100	-37	-36	-35	-33	-32	-31	-30	-29	-28	-27	-26	-25	-24	-23	-21	-19	-18	-17	-16	-15	-13	-11	-10	-9	-8	100		
110	-42	-41	-40	-38	-37	-36	-35	-34	-33	-32	-31	-30	-29	-28	-26	-24	-23	-22	-21	-20	-18	-16	-15	-14	-13	110		
120	-47	-46	-45	-43	-42	-41	-40	-39	-38	-37	-36	-35	-34	-33	-31	-29	-28	-27	-26	-25	-23	-21	-20	-19	-18	120		
130	-52	-51	-50	-48	-47	-46	-45	-44	-43	-42	-41	-40	-39	-38	-36	-34	-33	-32	-31	-30	-28	-26	-25	-24	-23	130		
140	-57	-56	-55	-53	-52	-51	-50	-49	-48	-47	-46	-45	-44	-43	-41	-39	-38	-37	-36	-35	-33	-31	-30	-29	-28	140		
150	-60	-60	-60	-58	-57	-56	-55	-54	-53	-52	-51	-50	-49	-48	-46	-44	-43	-42	-41	-40	-38	-36	-35	-34	-33	150		
160	↑	↑	↑	-60	-60	-60	-60	-59	-58	-57	-56	-55	-54	-53	-51	-49	-48	-47	-46	-45	-43	-41	-40	-39	-38	160		
170	↑	↑	↑	↑	↑	↑	↑	-60	-60	-60	-60	-60	-59	-58	-56	-54	-53	-52	-51	-50	-48	-46	-45	-44	-43	170		
180	↑	↑	↑	↑	↑	↑	↑	↑	↑	↑	↑	↑	↑	-60	-60	-60	-60	-58	-57	-56	-55	-53	-51	-50	-49	-48	180	
190	↑	↑	↑	↑	↑	↑	↑	↑	↑	↑	↑	↑	↑	↑	↑	↑	↑	↑	↑	↑	↑	↑	↑	↑	↑	190		
190超 (上限)	↑	↑	↑	↑	↑	↑	↑	↑	↑	↑	↑	↑	↑	↑	↑	↑	↑	↑	↑	↑	↑	↑	-60	-60	-60	-59	-58	190超 (上限)

基本価格に対する加減率(%)

(注) 1. 走行キロ数の適用は、以内とする。

(注) 2. 端数の処理は、小数点以下第一位を四捨五入する。

表3 乗用車、ワゴン、オフロードタイプ

IV・軽クラス		標準走行キロ																								
走行 km (千)	使用経過月数																						走行 km (千)			
	0 4	5 8	9 12	13 16	17 20	21 24	25 28	29 32	33 36	37 40	41 44	45 48	49 54	55 60	61 66	67 72	73 78	79 84	85 90	91 96	97 102	103 108		109 114	115 120	121 (上限)
5			1	2	3	4	5	6	7	8	9	10	11	12	13	14	15	16	17	18	19	20	21	22	23	5
10	-5	-4				2	3	4	5	6	7	8	9	10	11	12	13	14	15	16	17	18	19	20	21	10
15	-8	-7	-5					2	3	4	5	6	7	8	9	10	11	12	13	14	15	16	17	18	19	15
20	-11	-10	-8	-6	-4					2	3	4	5	6	7	8	9	10	11	12	13	14	15	17	18	20
25	-14	-13	-11	-9	-7	-5	-4					2	3	4	5	6	7	8	9	10	11	12	13	14	15	25
30	-17	-16	-14	-12	-10	-8	-7	-5	-4						3	4	5	6	7	8	9	10	11	12	13	30
35	-20	-19	-17	-15	-13	-11	-10	-8	-7	-5	-4					2	3	4	5	6	7	8	9	10	11	35
40	-23	-22	-20	-18	-16	-14	-13	-11	-10	-8	-7	-5	-4					3	4	5	6	7	8	9	10	40
45	-26	-25	-23	-21	-19	-17	-16	-14	-13	-11	-10	-8	-7	-5						4	5	6	7	8	9	45
50	-29	-28	-26	-24	-22	-20	-19	-17	-16	-14	-13	-11	-10	-8	-5							5	6	7	8	50
55	-32	-31	-29	-27	-25	-23	-22	-20	-19	-17	-16	-14	-13	-11	-8	-5	-4						5	6	7	55
60	-35	-34	-32	-30	-28	-26	-25	-23	-22	-20	-19	-17	-16	-14	-11	-8	-7	-5	-4							60
65	-38	-37	-35	-33	-31	-29	-28	-26	-25	-23	-22	-20	-19	-17	-14	-11	-10	-8	-7	-5						65
70	-41	-40	-38	-36	-34	-32	-31	-29	-28	-26	-25	-23	-22	-20	-17	-14	-13	-11	-10	-8	-5					70
75	-44	-43	-41	-39	-37	-35	-34	-32	-31	-29	-28	-26	-25	-23	-20	-17	-16	-14	-13	-11	-8	-5				75
80	-47	-46	-44	-42	-40	-38	-37	-35	-34	-32	-31	-29	-28	-26	-23	-20	-19	-17	-16	-14	-11	-8	-6	-5	-4	80
90	-50	-49	-47	-45	-43	-41	-40	-38	-37	-35	-34	-32	-31	-29	-26	-23	-22	-20	-19	-17	-14	-11	-9	-8	-7	90
100	-53	-52	-50	-48	-46	-44	-43	-41	-40	-38	-37	-35	-34	-32	-29	-26	-25	-23	-22	-20	-17	-14	-12	-11	-10	100
110	-58	-57	-55	-53	-51	-49	-48	-46	-45	-43	-42	-40	-39	-37	-34	-31	-30	-28	-27	-25	-22	-19	-17	-16	-15	110
120	-60	-60	-60	-58	-56	-54	-53	-51	-50	-48	-47	-45	-44	-42	-39	-36	-35	-33	-32	-30	-27	-24	-22	-21	-20	120
130	↑	↑	↑	-60	-60	-59	-58	-56	-55	-53	-52	-50	-49	-47	-44	-41	-40	-38	-37	-35	-32	-29	-27	-26	-25	130
140	↑	↑	↑	↑	↑	-60	-60	-60	-60	-58	-57	-55	-54	-52	-49	-46	-45	-43	-42	-40	-37	-34	-32	-31	-30	140
150	↑	↑	↑	↑	↑	↑	↑	↑	↑	-60	-60	-60	-59	-57	-54	-51	-50	-48	-47	-45	-42	-39	-37	-36	-35	150
160	↑	↑	↑	↑	↑	↑	↑	↑	↑	↑	↑	↑	-60	-60	-59	-56	-55	-53	-52	-50	-47	-44	-42	-41	-40	160
170	↑	↑	↑	↑	↑	↑	↑	↑	↑	↑	↑	↑	↑	↑	-60	-60	-60	-58	-57	-55	-52	-49	-47	-46	-45	170
180	↑	↑	↑	↑	↑	↑	↑	↑	↑	↑	↑	↑	↑	↑	↑	↑	↑	-60	-60	-60	-57	-54	-52	-51	-50	180
190	↑	↑	↑	↑	↑	↑	↑	↑	↑	↑	↑	↑	↑	↑	↑	↑	↑	↑	↑	↑	-60	-59	-57	-56	-55	190
190超 (上限)	↑	↑	↑	↑	↑	↑	↑	↑	↑	↑	↑	↑	↑	↑	↑	↑	↑	↑	↑	↑	↑	-60	-60	-60	-60	190超 (上限)

基本価格に対する加減率 (%)

(注) 1. 走行キロ数の適用は、以内とする。

(注) 2. 端数の処理は、小数点以下第一位を四捨五入する。

表4 ボンネットバン、キャブバン

全クラス (除く軽)		標準走行キロ																									
走行 km (千)	使用経過月数																				走行 km (千)						
	0 ~ 4	5 ~ 8	9 ~ 12	13 ~ 16	17 ~ 20	21 ~ 24	25 ~ 28	29 ~ 32	33 ~ 36	37 ~ 40	41 ~ 44	45 ~ 48	49 ~ 54	55 ~ 60	61 ~ 66	67 ~ 72	73 ~ 78	79 ~ 84	85 ~ 90	91 ~ 96		97 ~ 102	103 ~ 108	109 ~ 114	115 ~ 120	121 ~ (上限)	
5			1	2	2	3	4	5	6	7	8	9	10	11	12	13	14	15	16	17	18	19	20	21	22	5	
10	-1				1	2	3	4	5	6	7	8	9	10	11	12	13	14	15	16	17	18	19	20	21	10	
15	-4	-1				1	2	3	4	5	6	7	8	9	10	11	12	13	14	15	16	17	18	19	20	15	
20	-7	-4	-1				1	2	3	4	5	6	7	8	9	10	11	12	13	14	15	16	17	18	19	20	
25	-10	-7	-4	-1				1	2	3	4	5	6	7	8	9	10	11	12	13	14	15	16	17	18	25	
30	-13	-10	-7	-4	-1				1	2	3	4	5	6	7	8	9	10	11	12	13	14	15	16	17	30	
35	-16	-13	-10	-7	-4	-1				1	2	3	4	5	6	7	8	9	10	11	12	13	14	15	16	35	
40	-19	-16	-13	-10	-7	-4	-1				1	2	3	4	5	6	7	8	9	10	11	12	13	14	15	40	
45	-22	-19	-16	-13	-10	-7	-4	-1				1	2	3	4	5	6	7	8	9	10	11	12	13	14	45	
50	-25	-22	-19	-16	-13	-10	-7	-4	-1						3	4	5	6	7	8	9	10	11	12	13	50	
55	-28	-25	-22	-19	-16	-13	-10	-7	-4	-1						3	4	5	6	7	8	9	10	11	12	55	
60	-31	-28	-25	-22	-19	-16	-13	-10	-7	-4	-1						3	4	5	6	7	8	9	10	11	60	
65	-34	-31	-28	-25	-22	-19	-16	-13	-10	-7	-4	-2	-1							5	6	7	8	9	10	65	
70	-37	-34	-31	-28	-25	-22	-19	-16	-13	-10	-7	-5	-4	-2									7	8	9	70	
75	-40	-37	-34	-31	-28	-25	-22	-19	-16	-13	-10	-8	-7	-5	-3	-2										75	
80	-43	-40	-37	-34	-31	-28	-25	-22	-19	-16	-13	-11	-10	-8	-6	-5	-4	-3	-2							80	
90	-46	-43	-40	-37	-34	-31	-28	-25	-22	-19	-16	-14	-13	-11	-9	-8	-7	-6	-5	-4	-3					90	
100	-49	-46	-43	-40	-37	-34	-31	-28	-25	-22	-19	-17	-16	-14	-12	-11	-10	-9	-8	-7	-6	-5	-4	-3		100	
110	-54	-51	-48	-45	-42	-39	-36	-33	-30	-27	-24	-22	-21	-19	-17	-16	-15	-14	-13	-12	-11	-10	-9	-8	-7	110	
120	-59	-56	-53	-50	-47	-44	-41	-38	-35	-32	-29	-27	-26	-24	-22	-21	-20	-19	-18	-17	-16	-15	-14	-13	-12	120	
130	-60	-60	-58	-55	-52	-49	-46	-43	-40	-37	-34	-32	-31	-29	-27	-26	-25	-24	-23	-22	-21	-20	-19	-18	-17	130	
140	↑	↑	-60	-60	-57	-54	-51	-48	-45	-42	-39	-37	-36	-34	-32	-31	-30	-29	-28	-27	-26	-25	-24	-23	-22	140	
150	↑	↑	↑	↑	-60	-59	-56	-53	-50	-47	-44	-42	-41	-39	-37	-36	-35	-34	-33	-32	-31	-30	-29	-28	-27	150	
160	↑	↑	↑	↑	↑	-60	-60	-58	-55	-52	-49	-47	-46	-44	-42	-41	-40	-39	-38	-37	-36	-35	-34	-33	-32	160	
170	↑	↑	↑	↑	↑	↑	↑	-60	-60	-57	-54	-52	-51	-49	-47	-46	-45	-44	-43	-42	-41	-40	-39	-38	-37	170	
180	↑	↑	↑	↑	↑	↑	↑	↑	↑	-60	-59	-57	-56	-54	-52	-51	-50	-49	-48	-47	-46	-45	-44	-43	-42	180	
190	↑	↑	↑	↑	↑	↑	↑	↑	↑	↑	-60	-60	-60	-59	-57	-56	-55	-54	-53	-52	-51	-50	-49	-48	-47	190	
190超 (上限)	↑	↑	↑	↑	↑	↑	↑	↑	↑	↑	↑	↑	↑	↑	-60	-60	-60	-60	-59	-58	-57	-56	-55	-54	-53	-52	190超 (上限)

基本価格に対する加減率 (%)

(注) 1. 走行キロ数の適用は、以内とする。

(注) 2. 端数の処理は、小数点以下第一位を四捨五入する。

表5 トラック

I・IIクラス		標準走行キロ																									
走行 km (千)	使用経過月数																						走行 km (千)				
	0 ~ 4	5 ~ 8	9 ~ 12	13 ~ 16	17 ~ 20	21 ~ 24	25 ~ 28	29 ~ 32	33 ~ 36	37 ~ 40	41 ~ 44	45 ~ 48	49 ~ 54	55 ~ 60	61 ~ 66	67 ~ 72	73 ~ 78	79 ~ 84	85 ~ 90	91 ~ 96	97 ~ 102	103 ~ 108		109 ~ 114	115 ~ 120	121 ~ (上限)	
10			1	2	3	4	5	6	7	8	9	10	11	12	13	14	15	16	17	18	19	20	21	22	23	10	
20	-2	-1			1	2	3	4	5	6	7	8	9	10	11	12	13	14	15	16	17	18	19	20	21	20	
30	-4	-3	-2	-1			1	2	3	4	5	6	7	8	9	10	11	12	13	14	15	16	17	18	19	30	
40	-6	-5	-4	-3	-2	-1				2	3	4	5	6	7	8	9	10	11	12	13	14	15	16	17	40	
50	-8	-7	-6	-5	-4	-3	-2	-1			2	3	4	5	6	7	8	9	10	11	12	13	14	15	16	50	
60	-10	-9	-8	-7	-6	-5	-4	-3	-2							4	5	6	7	8	9	10	11	12	13	60	
70	-12	-11	-10	-9	-8	-7	-6	-5	-4	-3							4	5	6	7	8	9	10	11	12	70	
80	-14	-13	-12	-11	-10	-9	-8	-7	-6	-5	-4	-3	-2									6	7	8	9	80	
90	-16	-15	-14	-13	-12	-11	-10	-9	-8	-7	-6	-5	-4	-3	-2											90	
100	-18	-17	-16	-15	-14	-13	-12	-11	-10	-9	-8	-7	-6	-5	-4	-3										100	
110	-22	-21	-20	-19	-18	-17	-16	-15	-14	-13	-12	-11	-10	-9	-8	-7	-6	-5								110	
120	-26	-25	-24	-23	-22	-21	-20	-19	-18	-17	-16	-15	-14	-13	-12	-11	-10	-9	-8	-7						120	
130	-30	-29	-28	-27	-26	-25	-24	-23	-22	-21	-20	-19	-18	-17	-16	-15	-14	-13	-12	-11	-10	-9	-8	-7	-6	130	
140	-34	-33	-32	-31	-30	-29	-28	-27	-26	-25	-24	-23	-22	-21	-20	-19	-18	-17	-16	-15	-14	-13	-12	-11	-10	140	
150	-38	-37	-36	-35	-34	-33	-32	-31	-30	-29	-28	-27	-26	-25	-24	-23	-22	-21	-20	-19	-18	-17	-16	-15	-14	150	
160	-42	-41	-40	-39	-38	-37	-36	-35	-34	-33	-32	-31	-30	-29	-28	-27	-26	-25	-24	-23	-22	-21	-20	-19	-18	160	
170	-46	-45	-44	-43	-42	-41	-40	-39	-38	-37	-36	-35	-34	-33	-32	-31	-30	-29	-28	-27	-26	-25	-24	-23	-22	170	
180	-50	-49	-48	-47	-46	-45	-44	-43	-42	-41	-40	-39	-38	-37	-36	-35	-34	-33	-32	-31	-30	-29	-28	-27	-26	180	
190	-54	-53	-52	-51	-50	-49	-48	-47	-46	-45	-44	-43	-42	-41	-40	-39	-38	-37	-36	-35	-34	-33	-32	-31	-30	190	
200	-58	-57	-56	-55	-54	-53	-52	-51	-50	-49	-48	-47	-46	-45	-44	-43	-42	-41	-40	-39	-38	-37	-36	-35	-34	200	
210	-60	-60	-60	-59	-58	-57	-56	-55	-54	-53	-52	-51	-50	-49	-48	-47	-46	-45	-44	-43	-42	-41	-40	-39	-38	210	
220	↑	↑	↑	-60	-60	-60	-60	-59	-58	-57	-56	-55	-54	-53	-52	-51	-50	-49	-48	-47	-46	-45	-44	-43	-42	220	
230	↑	↑	↑	↑	↑	↑	↑	-60	-60	-60	-60	-59	-58	-57	-56	-55	-54	-53	-52	-51	-50	-49	-48	-47	-46	230	
240	↑	↑	↑	↑	↑	↑	↑	↑	↑	↑	↑	-60	-60	-60	-60	-59	-58	-57	-56	-55	-54	-53	-52	-51	-50	240	
250	↑	↑	↑	↑	↑	↑	↑	↑	↑	↑	↑	↑	↑	↑	↑	-60	-60	-60	-60	-59	-58	-57	-56	-55	-54	250	
260	↑	↑	↑	↑	↑	↑	↑	↑	↑	↑	↑	↑	↑	↑	↑	↑	↑	↑	↑	↑	-60	-60	-60	-60	-59	-58	260
260超 (上限)	↑	↑	↑	↑	↑	↑	↑	↑	↑	↑	↑	↑	↑	↑	↑	↑	↑	↑	↑	↑	↑	↑	↑	↑	↑	260超 (上限)	

基本価格に対する加減率 (%)

(注) 1. 走行キロ数の適用は、以内とする。

(注) 2. 端数の処理は、小数点以下第一位を四捨五入する。

表6 トラック

III・IVクラス

■ 標準走行キロ

走行 km (千)	使用経過月数																						走行 km (千)				
	0 ~ 4	5 ~ 8	9 ~ 12	13 ~ 16	17 ~ 20	21 ~ 24	25 ~ 28	29 ~ 32	33 ~ 36	37 ~ 40	41 ~ 44	45 ~ 48	49 ~ 54	55 ~ 60	61 ~ 66	67 ~ 72	73 ~ 78	79 ~ 84	85 ~ 90	91 ~ 96	97 ~ 102	103 ~ 108		109 ~ 114	115 ~ 120	121 ~ (上限)	
5			1	2	3	4	5	6	7	8	9	10	11	12	13	14	15	16	17	18	19	20	21	22	23	5	
10	-1				1	2	3	4	5	6	7	8	9	10	11	12	13	14	15	16	17	18	19	20	21	10	
15	-4	-1				1	2	3	4	5	6	7	8	9	10	11	12	13	14	15	16	17	18	19	20	15	
20	-7	-4	-1				1	2	3	4	5	6	7	8	9	10	11	12	13	14	15	16	17	18	19	20	
25	-10	-7	-4	-1				1	2	3	4	5	6	7	8	9	10	11	12	13	14	15	16	17	18	25	
30	-13	-10	-7	-4	-1				1	2	3	4	5	6	7	8	9	10	11	12	13	14	15	16	17	30	
35	-16	-13	-10	-7	-4	-1				1	2	3	4	5	6	7	8	9	10	11	12	13	14	15	16	35	
40	-19	-16	-13	-10	-7	-4	-1				1	2	3	4	5	6	7	8	9	10	11	12	13	14	15	40	
45	-22	-19	-16	-13	-10	-7	-4	-1				1	2	3	4	5	6	7	8	9	10	11	12	13	14	45	
50	-25	-22	-19	-16	-13	-10	-7	-4	-1						3	4	5	6	7	8	9	10	11	12	13	50	
55	-28	-25	-22	-19	-16	-13	-10	-7	-4	-1						3	4	5	6	7	8	9	10	11	12	55	
60	-31	-28	-25	-22	-19	-16	-13	-10	-7	-4	-1						3	4	5	6	7	8	9	10	11	60	
65	-34	-31	-28	-25	-22	-19	-16	-13	-10	-7	-4	-2	-1							5	6	7	8	9	10	65	
70	-37	-34	-31	-28	-25	-22	-19	-16	-13	-10	-7	-5	-4	-2									7	8	9	70	
75	-40	-37	-34	-31	-28	-25	-22	-19	-16	-13	-10	-8	-7	-5	-3	-2										75	
80	-43	-40	-37	-34	-31	-28	-25	-22	-19	-16	-13	-11	-10	-8	-6	-5	-4	-3	-2							80	
90	-46	-43	-40	-37	-34	-31	-28	-25	-22	-19	-16	-14	-13	-11	-9	-8	-7	-6	-5	-4	-3					90	
100	-49	-46	-43	-40	-37	-34	-31	-28	-25	-22	-19	-17	-16	-14	-12	-11	-10	-9	-8	-7	-6	-5	-4	-3		100	
110	-54	-51	-48	-45	-42	-39	-36	-33	-30	-27	-24	-22	-21	-19	-17	-16	-15	-14	-13	-12	-11	-10	-9	-8	-7	110	
120	-59	-56	-53	-50	-47	-44	-41	-38	-35	-32	-29	-27	-26	-24	-22	-21	-20	-19	-18	-17	-16	-15	-14	-13	-12	120	
130	-60	-60	-58	-55	-52	-49	-46	-43	-40	-37	-34	-32	-31	-29	-27	-26	-25	-24	-23	-22	-21	-20	-19	-18	-17	130	
140	↑	↑	-60	-60	-57	-54	-51	-48	-45	-42	-39	-37	-36	-34	-32	-31	-30	-29	-28	-27	-26	-25	-24	-23	-22	140	
150	↑	↑	↑	↑	-60	-59	-56	-53	-50	-47	-44	-42	-41	-39	-37	-36	-35	-34	-33	-32	-31	-30	-29	-28	-27	150	
160	↑	↑	↑	↑	↑	-60	-60	-58	-55	-52	-49	-47	-46	-44	-42	-41	-40	-39	-38	-37	-36	-35	-34	-33	-32	160	
170	↑	↑	↑	↑	↑	↑	↑	-60	-60	-57	-54	-52	-51	-49	-47	-46	-45	-44	-43	-42	-41	-40	-39	-38	-37	170	
180	↑	↑	↑	↑	↑	↑	↑	↑	↑	-60	-59	-57	-56	-54	-52	-51	-50	-49	-48	-47	-46	-45	-44	-43	-42	180	
190	↑	↑	↑	↑	↑	↑	↑	↑	↑	↑	-60	-60	-60	-59	-57	-56	-55	-54	-53	-52	-51	-50	-49	-48	-47	190	
190超 (上限)	↑	↑	↑	↑	↑	↑	↑	↑	↑	↑	↑	↑	↑	↑	-60	-60	-60	-60	-59	-58	-57	-56	-55	-54	-53	-52	190超 (上限)

基本価格に対する加減率(%)

(注) 1. 走行キロ数の適用は、以内とする。

(注) 2. 端数の処理は、小数点以下第一位を四捨五入する。

表7 ボンネットバン、キャブバン、トラック

軽クラス		標準走行キロ																								
走行 km (千)	使用経過月数																								走行 km (千)	
	0 4	5 8	9 12	13 16	17 20	21 24	25 28	29 32	33 36	37 40	41 44	45 48	49 54	55 60	61 66	67 72	73 78	79 84	85 90	91 96	97 102	103 108	109 114	115 120		121 (上限)
5			3	4	5	6	7	8	9	10	11	12	13	14	15	16	17	18	19	20	21	22	23	24	25	5
10	-3	-2				2	3	4	5	6	7	8	9	10	11	12	13	14	15	16	17	18	19	20	21	10
15	-5	-4	-3						2	3	4	5	6	7	8	9	10	11	12	13	14	15	16	17	18	15
20	-7	-6	-5	-4	-3						3	4	5	6	7	8	9	10	11	12	13	14	15	16	17	20
25	-9	-8	-7	-6	-5	-4	-3	-2						5	6	7	8	9	10	11	12	13	14	15	16	25
30	-11	-10	-9	-8	-7	-6	-5	-4	-3	-2						5	6	7	8	9	10	11	12	13	14	30
35	-13	-12	-11	-10	-9	-8	-7	-6	-5	-4	-3	-2						5	6	7	8	9	10	11	12	35
40	-15	-14	-13	-12	-11	-10	-9	-8	-7	-6	-5	-4	-3							6	7	8	9	10	11	40
45	-17	-16	-15	-14	-13	-12	-11	-10	-9	-8	-7	-6	-5	-4	-3							6	7	8	9	45
50	-19	-18	-17	-16	-15	-14	-13	-12	-11	-10	-9	-8	-7	-6	-5	-4	-3							6	7	50
55	-21	-20	-19	-18	-17	-16	-15	-14	-13	-12	-11	-10	-9	-8	-7	-6	-5	-4	-3							55
60	-23	-22	-21	-20	-19	-18	-17	-16	-15	-14	-13	-12	-11	-10	-9	-8	-7	-6	-5	-4	-3					60
65	-25	-24	-23	-22	-21	-20	-19	-18	-17	-16	-15	-14	-13	-12	-11	-10	-9	-8	-7	-6	-5	-4				65
70	-27	-26	-25	-24	-23	-22	-21	-20	-19	-18	-17	-16	-15	-14	-13	-12	-11	-10	-9	-8	-7	-6	-5			70
75	-30	-29	-28	-27	-26	-25	-24	-23	-22	-21	-20	-19	-18	-17	-16	-15	-14	-13	-12	-11	-10	-9	-8	-7	-6	75
80	-33	-32	-31	-30	-29	-28	-27	-26	-25	-24	-23	-22	-21	-20	-19	-18	-17	-16	-15	-14	-13	-12	-11	-10	-9	80
90	-36	-35	-34	-33	-32	-31	-30	-29	-28	-27	-26	-25	-24	-23	-22	-21	-20	-19	-18	-17	-16	-15	-14	-13	-12	90
100	-39	-38	-37	-36	-35	-34	-33	-32	-31	-30	-29	-28	-27	-26	-25	-24	-23	-22	-21	-20	-19	-18	-17	-16	-15	100
110	-42	-41	-40	-39	-38	-37	-36	-35	-34	-33	-32	-31	-30	-29	-28	-27	-26	-25	-24	-23	-22	-21	-20	-19	-18	110
120	-45	-44	-43	-42	-41	-40	-39	-38	-37	-36	-35	-34	-33	-32	-31	-30	-29	-28	-27	-26	-25	-24	-23	-22	-21	120
130	-48	-47	-46	-45	-44	-43	-42	-41	-40	-39	-38	-37	-36	-35	-34	-33	-32	-31	-30	-29	-28	-27	-26	-25	-24	130
140	-51	-50	-49	-48	-47	-46	-45	-44	-43	-42	-41	-40	-39	-38	-37	-36	-35	-34	-33	-32	-31	-30	-29	-28	-27	140
150	-54	-53	-52	-51	-50	-49	-48	-47	-46	-45	-44	-43	-42	-41	-40	-39	-38	-37	-36	-35	-34	-33	-32	-31	-30	150
160	-57	-56	-55	-54	-53	-52	-51	-50	-49	-48	-47	-46	-45	-44	-43	-42	-41	-40	-39	-38	-37	-36	-35	-34	-33	160
170	-60	-59	-58	-57	-56	-55	-54	-53	-52	-51	-50	-49	-48	-47	-46	-45	-44	-43	-42	-41	-40	-39	-38	-37	-36	170
180	↑	-60	-60	-60	-59	-58	-57	-56	-55	-54	-53	-52	-51	-50	-49	-48	-47	-46	-45	-44	-43	-42	-41	-40	-39	180
190	↑	↑	↑	↑	-60	-60	-60	-59	-58	-57	-56	-55	-54	-53	-52	-51	-50	-49	-48	-47	-46	-45	-44	-43	-42	190
190超 (上限)	↑	↑	↑	↑	↑	↑	↑	-60	-60	-60	-59	-58	-57	-56	-55	-54	-53	-52	-51	-50	-49	-48	-47	-46	-45	190超 (上限)

基本価格に対する加減率(%)

(注) 1. 走行キロ数の適用は、以内とする。

(注) 2. 端数の処理は、小数点以下第一位を四捨五入する。

輸入車

表1 乗用車、ワゴン、オフロードタイプ

特・I・IIクラス		標準走行キロ																								
走行 km (千)	使用経過月数																				走行 km (千)					
	0 ↘ 4	5 ↘ 8	9 ↘ 12	13 ↘ 16	17 ↘ 20	21 ↘ 24	25 ↘ 28	29 ↘ 32	33 ↘ 36	37 ↘ 40	41 ↘ 44	45 ↘ 48	49 ↘ 54	55 ↘ 60	61 ↘ 66	67 ↘ 72	73 ↘ 78	79 ↘ 84	85 ↘ 90	91 ↘ 96		97 ↘ 102	103 ↘ 108	109 ↘ 114	115 ↘ 120	121 ↘ (上限)
5				1	2	3	4	5	6	7	8	9	10	11	12	13	14	15	16	17	18	19	20	21	22	5
10	-3	-2				1	2	3	4	5	6	7	8	9	10	11	12	13	14	15	16	17	18	19	20	10
15	-6	-5	-3				1	2	3	4	5	6	7	8	9	10	11	12	13	14	15	16	17	18	19	15
20	-9	-8	-6	-3					2	3	4	5	6	7	8	9	10	11	12	13	14	15	16	17	18	20
25	-12	-11	-9	-6	-3	-2						2	3	4	5	6	7	8	9	10	11	12	13	14	15	25
30	-15	-14	-12	-9	-6	-5	-3	-2						2	3	4	5	6	7	8	9	10	11	12	13	30
35	-20	-19	-17	-14	-11	-10	-8	-7	-4	-3	-2						3	4	5	6	7	8	9	10	11	35
40	-25	-24	-22	-19	-16	-15	-13	-12	-9	-8	-7	-4	-3							4	5	6	7	8	9	40
45	-30	-29	-27	-24	-21	-20	-18	-17	-14	-13	-12	-9	-8	-5	-4	-3										45
50	-35	-34	-32	-29	-26	-25	-23	-22	-19	-18	-17	-14	-13	-10	-9	-8	-5	-4								50
55	-40	-39	-37	-34	-31	-30	-28	-27	-24	-23	-22	-19	-18	-15	-14	-13	-10	-9	-5	-4						55
60	-45	-44	-42	-39	-36	-35	-33	-32	-29	-28	-27	-24	-23	-20	-19	-18	-15	-14	-10	-9	-6	-5	-4	-3	-2	60
65	-50	-49	-47	-44	-41	-40	-38	-37	-34	-33	-32	-29	-28	-25	-24	-23	-20	-19	-15	-14	-11	-10	-9	-8	-7	65
70	-55	-54	-52	-49	-46	-45	-43	-42	-39	-38	-37	-34	-33	-30	-29	-28	-25	-24	-20	-19	-16	-15	-14	-13	-12	70
75	-60	-59	-57	-54	-51	-50	-48	-47	-44	-43	-42	-39	-38	-35	-34	-33	-30	-29	-25	-24	-21	-20	-19	-18	-17	75
80	↑	-60	-60	-59	-56	-55	-53	-52	-49	-48	-47	-44	-43	-40	-39	-38	-35	-34	-30	-29	-26	-25	-24	-23	-22	80
90	↑	↑	↑	-60	-60	-60	-58	-57	-54	-53	-52	-49	-48	-45	-44	-43	-40	-39	-35	-34	-31	-30	-29	-28	-27	90
100	↑	↑	↑	↑	↑	↑	-60	-60	-59	-58	-57	-54	-53	-50	-49	-48	-45	-44	-40	-39	-36	-35	-34	-33	-32	100
110	↑	↑	↑	↑	↑	↑	↑	↑	-60	-60	-60	-59	-58	-55	-54	-53	-50	-49	-45	-44	-41	-40	-39	-38	-37	110
120	↑	↑	↑	↑	↑	↑	↑	↑	↑	↑	↑	-60	-60	-60	-59	-58	-55	-54	-50	-49	-46	-45	-44	-43	-42	120
130	↑	↑	↑	↑	↑	↑	↑	↑	↑	↑	↑	↑	↑	↑	-60	-60	-60	-59	-55	-54	-51	-50	-49	-48	-47	130
140	↑	↑	↑	↑	↑	↑	↑	↑	↑	↑	↑	↑	↑	↑	↑	↑	↑	-60	-60	-59	-56	-55	-54	-53	-52	140
150	↑	↑	↑	↑	↑	↑	↑	↑	↑	↑	↑	↑	↑	↑	↑	↑	↑	↑	↑	-60	-60	-60	-59	-58	-57	150
160	↑	↑	↑	↑	↑	↑	↑	↑	↑	↑	↑	↑	↑	↑	↑	↑	↑	↑	↑	↑	↑	↑	-60	-60	-60	160
170	↑	↑	↑	↑	↑	↑	↑	↑	↑	↑	↑	↑	↑	↑	↑	↑	↑	↑	↑	↑	↑	↑	↑	↑	↑	170
180	↑	↑	↑	↑	↑	↑	↑	↑	↑	↑	↑	↑	↑	↑	↑	↑	↑	↑	↑	↑	↑	↑	↑	↑	↑	180
190	↑	↑	↑	↑	↑	↑	↑	↑	↑	↑	↑	↑	↑	↑	↑	↑	↑	↑	↑	↑	↑	↑	↑	↑	↑	190
190超 (上限)	↑	↑	↑	↑	↑	↑	↑	↑	↑	↑	↑	↑	↑	↑	↑	↑	↑	↑	↑	↑	↑	↑	↑	↑	↑	190超 (上限)

基本価格に対する加減率 (%)

(注) 1. 走行キロ数の適用は、以内とする。

(注) 2. 端数の処理は、小数点以下第一位を四捨五入する。

輸入車

表2 乗用車、ワゴン、オフロードタイプ

III・IVクラス		標準走行キロ																									
走行 km (千)	使用経過月数																				走行 km (千)						
	0 ~ 4	5 ~ 8	9 ~ 12	13 ~ 16	17 ~ 20	21 ~ 24	25 ~ 28	29 ~ 32	33 ~ 36	37 ~ 40	41 ~ 44	45 ~ 48	49 ~ 54	55 ~ 60	61 ~ 66	67 ~ 72	73 ~ 78	79 ~ 84	85 ~ 90	91 ~ 96		97 ~ 102	103 ~ 108	109 ~ 114	115 ~ 120	121 ~ (上限)	
5			1	2	3	4	5	6	7	8	9	10	11	12	13	14	15	16	17	18	19	20	21	22	23	5	
10	-3	-2			1	2	3	4	5	6	7	8	9	10	11	12	13	14	15	16	17	18	19	20	21	10	
15	-5	-4	-3				1	2	3	4	5	6	7	8	9	10	11	12	13	14	15	16	17	18	19	15	
20	-7	-6	-5	-3				1	2	3	4	5	6	7	8	9	10	11	12	13	14	15	16	17	18	20	
25	-9	-8	-7	-5	-3	-2					2	3	4	5	6	7	8	9	10	11	12	13	14	15	16	25	
30	-11	-10	-9	-7	-5	-4	-3						2	3	4	5	6	7	8	9	10	11	12	13	14	30	
35	-16	-15	-14	-12	-10	-9	-8	-4	-3	-2					2	3	4	5	6	7	8	9	10	11	12	35	
40	-21	-20	-19	-17	-15	-14	-13	-9	-8	-7	-3	-2				2	3	4	5	6	7	8	9	10	11	40	
45	-26	-25	-24	-22	-20	-19	-18	-14	-13	-12	-8	-7	-3					2	3	4	5	6	7	8	9	45	
50	-31	-30	-29	-27	-25	-24	-23	-19	-18	-17	-13	-12	-8	-3					2	3	4	5	6	7	8	50	
55	-36	-35	-34	-32	-30	-29	-28	-24	-23	-22	-18	-17	-13	-8	-3	-2					2	3	4	5	6	7	55
60	-41	-40	-39	-37	-35	-34	-33	-29	-28	-27	-23	-22	-18	-13	-8	-7	-3								2	3	60
65	-46	-45	-44	-42	-40	-39	-38	-34	-33	-32	-28	-27	-23	-18	-13	-12	-8	-3								65	
70	-51	-50	-49	-47	-45	-44	-43	-39	-38	-37	-33	-32	-28	-23	-18	-17	-13	-8	-3							70	
75	-56	-55	-54	-52	-50	-49	-48	-44	-43	-42	-38	-37	-33	-28	-23	-22	-18	-13	-8	-3						75	
80	-60	-60	-59	-57	-55	-54	-53	-49	-48	-47	-43	-42	-38	-33	-28	-27	-23	-18	-13	-8	-4	-3	-2			80	
90	↑	↑	-60	-60	-60	-59	-58	-54	-53	-52	-48	-47	-43	-38	-33	-32	-28	-23	-18	-13	-9	-8	-7	-3	-2	90	
100	↑	↑	↑	↑	↑	-60	-60	-59	-58	-57	-53	-52	-48	-43	-38	-37	-33	-28	-23	-18	-14	-13	-12	-8	-7	100	
110	↑	↑	↑	↑	↑	↑	↑	-60	-60	-60	-58	-57	-53	-48	-43	-42	-38	-33	-28	-23	-19	-18	-17	-13	-12	110	
120	↑	↑	↑	↑	↑	↑	↑	↑	↑	↑	-60	-60	-58	-53	-48	-47	-43	-38	-33	-28	-24	-23	-22	-18	-17	120	
130	↑	↑	↑	↑	↑	↑	↑	↑	↑	↑	↑	↑	-60	-58	-53	-52	-48	-43	-38	-33	-29	-28	-27	-23	-22	130	
140	↑	↑	↑	↑	↑	↑	↑	↑	↑	↑	↑	↑	↑	-60	-58	-57	-53	-48	-43	-38	-34	-33	-32	-28	-27	140	
150	↑	↑	↑	↑	↑	↑	↑	↑	↑	↑	↑	↑	↑	↑	-60	-60	-58	-53	-48	-43	-39	-38	-37	-33	-32	150	
160	↑	↑	↑	↑	↑	↑	↑	↑	↑	↑	↑	↑	↑	↑	↑	↑	-60	-58	-53	-48	-44	-43	-42	-38	-37	160	
170	↑	↑	↑	↑	↑	↑	↑	↑	↑	↑	↑	↑	↑	↑	↑	↑	↑	-60	-58	-53	-49	-48	-47	-43	-42	170	
180	↑	↑	↑	↑	↑	↑	↑	↑	↑	↑	↑	↑	↑	↑	↑	↑	↑	↑	-60	-58	-54	-53	-52	-48	-47	180	
190	↑	↑	↑	↑	↑	↑	↑	↑	↑	↑	↑	↑	↑	↑	↑	↑	↑	↑	↑	-60	-59	-58	-57	-53	-52	190	
190超 (上限)	↑	↑	↑	↑	↑	↑	↑	↑	↑	↑	↑	↑	↑	↑	↑	↑	↑	↑	↑	↑	-60	-60	-60	-58	-57	190超 (上限)	

基本価格に対する加減率 (%)

(注) 1. 走行キロ数の適用は、以内とする。

(注) 2. 端数の処理は、小数点以下第一位を四捨五入する。

輸入車

表3 乗用車、ワゴン、オフロードタイプ

V・VIクラス		標準走行キロ																									
走行 km (千)	使用経過月数																				走行 km (千)						
	0 4	5 8	9 12	13 16	17 20	21 24	25 28	29 32	33 36	37 40	41 44	45 48	49 54	55 60	61 66	67 72	73 78	79 84	85 90	91 96		97 102	103 108	109 114	115 120	121 (上限)	
5			1	2	3	4	5	6	7	8	9	10	11	12	13	14	15	16	17	18	19	20	21	22	23	5	
10	-3	-2				1	2	3	4	5	6	7	8	9	10	11	12	13	14	15	16	17	18	19	20	10	
15	-5	-4	-3						2	3	4	5	6	7	8	9	10	11	12	13	14	15	16	17	18	19	15
20	-7	-6	-5	-3	-2					2	3	4	5	6	7	8	9	10	11	12	13	14	15	16	17	20	
25	-9	-8	-7	-5	-4	-3	-2					2	3	4	5	6	7	8	9	10	11	12	13	14	15	25	
30	-11	-10	-9	-7	-6	-5	-4	-3	-2						3	4	5	6	7	8	9	10	11	12	13	30	
35	-16	-15	-14	-12	-11	-10	-9	-8	-7	-3	-2					3	4	5	6	7	8	9	10	11	12	35	
40	-21	-20	-19	-17	-16	-15	-14	-13	-12	-8	-7	-3	-2					3	4	5	6	7	8	9	10	40	
45	-26	-25	-24	-22	-21	-20	-19	-18	-17	-13	-12	-8	-7	-3						4	5	6	7	8	9	45	
50	-31	-30	-29	-27	-26	-25	-24	-23	-22	-18	-17	-13	-12	-8	-3								4	5	6	7	50
55	-36	-35	-34	-32	-31	-30	-29	-28	-27	-23	-22	-18	-17	-13	-8	-3	-2							4	5	6	55
60	-41	-40	-39	-37	-36	-35	-34	-33	-32	-28	-27	-23	-22	-18	-13	-8	-7	-3	-2							60	
65	-46	-45	-44	-42	-41	-40	-39	-38	-37	-33	-32	-28	-27	-23	-18	-13	-12	-8	-7	-3						65	
70	-51	-50	-49	-47	-46	-45	-44	-43	-42	-38	-37	-33	-32	-28	-23	-18	-17	-13	-12	-8	-3					70	
75	-56	-55	-54	-52	-51	-50	-49	-48	-47	-43	-42	-38	-37	-33	-28	-23	-22	-18	-17	-13	-8	-3				75	
80	-60	-60	-59	-57	-56	-55	-54	-53	-52	-48	-47	-43	-42	-38	-33	-28	-27	-23	-22	-18	-13	-8	-4	-3	-2	80	
90	↑	↑	-60	-60	-60	-60	-59	-58	-57	-53	-52	-48	-47	-43	-38	-33	-32	-28	-27	-23	-18	-13	-9	-8	-7	90	
100	↑	↑	↑	↑	↑	↑	-60	-60	-60	-58	-57	-53	-52	-48	-43	-38	-37	-33	-32	-28	-23	-18	-14	-13	-12	100	
110	↑	↑	↑	↑	↑	↑	↑	↑	↑	-60	-60	-58	-57	-53	-48	-43	-42	-38	-37	-33	-28	-23	-19	-18	-17	110	
120	↑	↑	↑	↑	↑	↑	↑	↑	↑	↑	↑	-60	-60	-58	-53	-48	-47	-43	-42	-38	-33	-28	-24	-23	-22	120	
130	↑	↑	↑	↑	↑	↑	↑	↑	↑	↑	↑	↑	↑	-60	-58	-53	-52	-48	-47	-43	-38	-33	-29	-28	-27	130	
140	↑	↑	↑	↑	↑	↑	↑	↑	↑	↑	↑	↑	↑	↑	-60	-58	-57	-53	-52	-48	-43	-38	-34	-33	-32	140	
150	↑	↑	↑	↑	↑	↑	↑	↑	↑	↑	↑	↑	↑	↑	↑	-60	-60	-58	-57	-53	-48	-43	-39	-38	-37	150	
160	↑	↑	↑	↑	↑	↑	↑	↑	↑	↑	↑	↑	↑	↑	↑	↑	↑	-60	-60	-58	-53	-48	-44	-43	-42	160	
170	↑	↑	↑	↑	↑	↑	↑	↑	↑	↑	↑	↑	↑	↑	↑	↑	↑	↑	↑	↑	-60	-58	-53	-49	-48	-47	170
180	↑	↑	↑	↑	↑	↑	↑	↑	↑	↑	↑	↑	↑	↑	↑	↑	↑	↑	↑	↑	↑	-60	-58	-54	-53	-52	180
190	↑	↑	↑	↑	↑	↑	↑	↑	↑	↑	↑	↑	↑	↑	↑	↑	↑	↑	↑	↑	↑	↑	-60	-59	-58	-57	190
190超 (上限)	↑	↑	↑	↑	↑	↑	↑	↑	↑	↑	↑	↑	↑	↑	↑	↑	↑	↑	↑	↑	↑	↑	↑	-60	-60	-60	190超 (上限)

基本価格に対する加減率 (%)

(注) 1. 走行キロ数の適用は、以内とする。

(注) 2. 端数の処理は、小数点以下第一位を四捨五入する。

5. 外板価値減点並びに修復歴（未修理車を含む）減点

- 1) 外板価値減点
 - ① ネジ止め外板で連続する複数パネルの交換を要するもの又は交換跡のあるものは、商品価値の下落が見込まれるので、表に基づき外板価値減点①を適用する。
 - ② リヤフェンダ、リヤエンドパネル等溶接止め外板の交換を要するもの又は交換跡のあるものは、商品価値の下落が見込まれるので、表に基づき外板価値減点②を適用する。
- 2) 修復歴（未修理車を含む）減点
交通事故やその他の災害により、自動車の骨格等に欠陥を生じたもの又は、その修復歴のあるものは商品価値の下落が見込まれるので、表に基づき修復歴減点を適用する。
- 3) ランクの設定
各ランクは、同一部（車両の前部、側面、後部）ではCランクにはBランクを含み、BランクにはAランクを含み、Aランクには外板価値減点を含むというように、重いランクには軽いランクを含んで設定している。

(1) 乗用車系（3、5、7、8ナンバー）

区分	ランク	箇所	適用係数	みなし修理費							
				特C	特B	特A	I	II	III	IV	軽
外板価値減点	①	連続するネジ止め外板（交換）	0.6	330	270	230	210	180	150	120	120
	②	フロントパネル交換 ラジエータコアサポート交換（溶接） ボディサイドシル交換 ステップ交換 サイドパネル交換 リヤフェンダ交換 リヤエンドパネル交換	0.8	480	400	330	310	260	220	180	180
修復歴減点	A	クロスメンバー フロントフロア インサイドパネル ピラー ルーフパネル単体交換 トランクフロア リヤフロア リヤサイドメンバー	1.0	1100	900	750	700	600	500	400	400
	B	フロントサイドメンバー ピラー交換 ルーフ（ピラーから） リヤサイドメンバー交換	1.3	1750	1450	1200	1100	950	800	650	650
	C	フレーム フロア フロアサイドメンバー ダッシュパネル	1.5	2850	2350	1950	1800	1550	1300	1050	1050

(2) トラック系（1、4、8ナンバー）

区分	ランク	箇所	適用係数	みなし修理費				
				I	II	III	IV	軽
外板価値減点	①	連続するネジ止め外板（交換）	0.6	170	140	120	100	100
	②	フロントパネル交換 ラジエータコアサポート交換（溶接） ボディサイドシル交換 ステップ交換 サイドパネル交換 キャブバックパネル交換 リヤコーナーパネル交換 リヤフェンダ交換 リヤエンドパネル交換	0.8	210	180	150	120	120
修復歴減点	A	クロスメンバー フロントフロア インサイドパネル ピラー ルーフパネル単体交換 トランクフロア リヤフロア リヤサイドメンバー	0.9	400	350	300	250	250
	B	フロントサイドメンバー ピラー交換 ルーフ（ピラーから） リヤサイドメンバー交換	1.0	550	500	400	350	350
	C	フレーム フロア フロアサイドメンバー ダッシュパネル	1.2	850	700	600	500	500

(3) 輸入車・乗用車系（3、5、7、8ナンバー）

区分	ランク	箇所	適用係数	みなし修理費						
				特	I	II	III	IV	V	VI
外板 価値 減点	①	連続するネジ止め外板（交換）	0.6	1050	540	450	360	260	200	150
	②	フロントパネル交換 ラジエータコアサポート交換（溶接） ボディサイドシル交換 ステップ交換 サイドパネル交換 リヤフェンダ交換 リヤエンドパネル交換	0.8	1540	790	660	530	370	290	220
修復 歴 減点	A	クロスメンバー フロントフロア インサイドパネル ピラー ルーフパネル単体交換 トランクフロア リヤフロア リヤサイドメンバー	1.0	3500	1800	1500	1200	850	650	500
	B	フロントサイドメンバー ピラー交換 ルーフ（ピラーから） リヤサイドメンバー交換	1.3	5600	2900	2400	1900	1350	1050	800
	C	フレーム フロア フロアサイドメンバー ダッシュパネル	1.5	9100	4700	3900	3100	2200	1700	1300

細則

1. 修理概算額

1) 修理済車

みなし修理費とする。但し、修理明細書のある場合は、明細書の金額（消費税除く）からタイヤ・ホイール、エアバッグ等の費用及び修理に直接関係のない費用を除いた額とすることができる。

2) 未修理車

見積書の金額（消費税除く）からタイヤ・ホイール、エアバッグ等の費用及び修理に直接関係のない費用を除いた額とする。但し、特例として「みなし修理費」とすることもできる。

2. 修理済車、未修理車共通

- 1) 交換跡・修理跡のある箇所又は修理・交換を要する箇所により、ランク・係数を定める。
- 2) 同一部（車両の前部・側面・後部）に重複している場合は、重いランク・係数を適用する。
- 3) 車両の他の部に離れて、外板価値減点、修復歴減点を要する場合、それぞれの修理概算額を合算し、ランク・係数はいずれか重い方を適用する。
- 4) 修復度合いの悪いものは、修復歴（外板価値）減点と再修理減点を適用する。
- 5) 外板価値減点及び修復歴減点をとったときは同種の修理跡について、他に価値減点をとってはならない。

3. 減点の算出方法

$$\sqrt{\text{基本価格} \times \text{修理概算額}} \div 4.8 \times \text{係数} = \text{減点点数}$$

（小数点以下第一位四捨五入）

4. 骨格部位で修復歴とならないものの取扱い

- 1) 原則として外板価値減点②を適用する（クランプ跡のみも含む）。
- 2) ピラー、ルーフの現状凹みは、面積により板金修理とする。
- 3) 突き上げによる車底部の現状凹みは、面積により板金修理とし板金減点〈大〉（50点）を上限とする。
- 4) 「軽微」なもの（500円未満）は、修理減点又は価値減点10点を適用する。

修復歴の判断基準

〈修復歴及び骨格の基本定義〉

1. 下記の骨格部位に損傷があるもの又は修復されているものは修復歴とする。
2. 但し、骨格は溶接接合されている部位（部分）のみとし、ネジ止め部位（部分）は骨格としない。

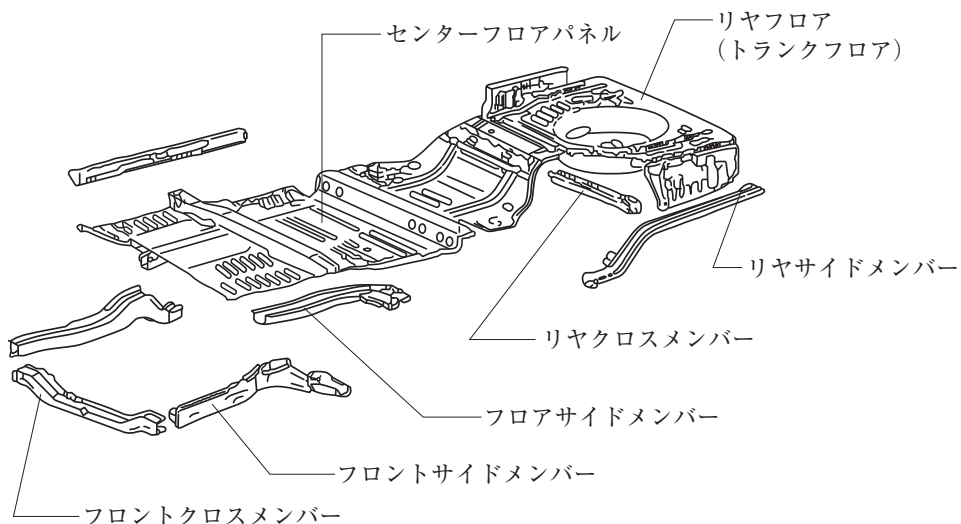
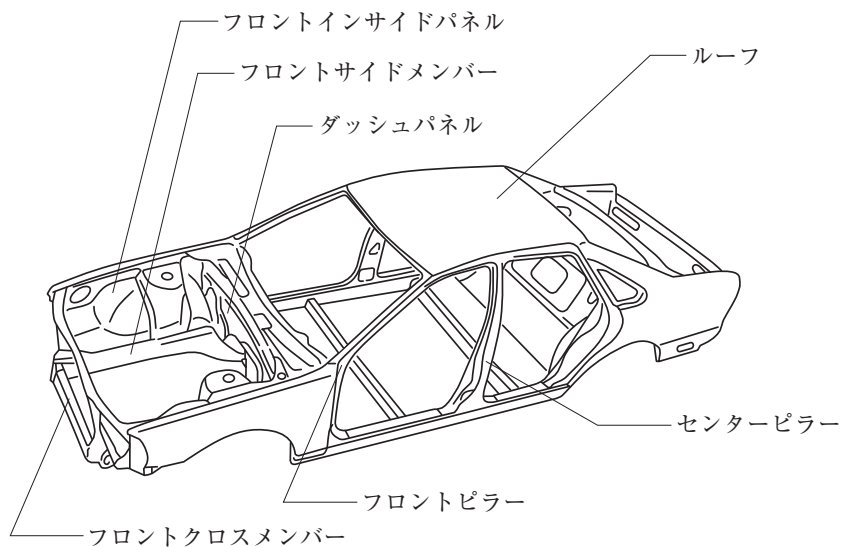
No.	骨格部位	修復歴とするもの	修復歴としないもの
1	クロスメンバー (フロント・リヤ)	1) 交換されているもの 2) 曲がり、凹み又はその修理跡があるもの	①小さな凹み又はその修理跡があるもの ②突き上げによる凹み、傷又はその修理跡があるもの
2	サイドメンバー (フロント・リヤ)	1) 交換されているもの 2) 曲がり、凹み又はその修理跡があるもの	①コアサポートより前に位置する部分及びリヤエンドパネルより後に位置する部分の損傷又はその修理跡があるもの ②けん引フック取付け部の損傷又はその修理跡があるもの ③バンパーステア取付け部の軽微な凹み又はその修理跡があるもの ④突き上げによる凹み、傷又はその修理跡があるもの
3	インサイドパネル (フロント) ダッシュパネル	1) 交換されているもの 2) 外部又は外板を介して波及した凹み又はその修理跡があるもの	①コアサポートより前に位置する部分の損傷又はその修理跡があるもの ②軽微な凹み又はその修理跡があるもの
4	ピラー (フロント・センター・リヤ)	1) 交換されているもの 2) スポット打ち直しがあるもの 3) 外部又は外板を介して波及した凹み又はその修理跡があるもの	①外部に露出している部位に凹み又はその修理跡があるもの ②ボディサイドシルパネルの単体部品の交換時に生じるピラー下部に溶接処理跡があるもの ③外部を介さない凹み又はその修理跡があるもの ④IBOX車等でルーフパネルからステップまで一体として露出しているパネル状センターピラー等のアウター部はピラーとしない ⑤軽微な凹み又はその修理跡があるもの
5	ルーフ	1) 交換されているもの 2) ルーフ周囲のインナー部に凹み、曲がり又はその修理跡のあるもの 3) ピラーから波及した凹み又はその修理跡があるもの	インナー部に軽微な凹み、曲がり又はその修理跡があるもの
6	センターフロアパネル フロアサイドメンバー	1) 交換されているもの 2) パネル接合部に、はがれ又は修理跡があるもの 3) 破れ（亀裂）があるもの 4) 外部又は外板を介してパネルに凹み、メンバーに曲がり又はその修理跡があるもの	①突き上げ等による凹み、曲がり又はその修理跡があるもの ②軽微な凹み、曲がり、破れ又はその修理跡があるもの
7	リヤフロア (トランクフロア)	1) 交換されているもの 2) パネル接合部に、はがれ又は修理跡があるもの 3) 破れ（亀裂）があるもの 4) 外部又は外板を介して波及した凹み又はその修理跡があるもの	①リヤエンドパネル又はリヤフェンダ等の交換時に生じた損傷があるもの ②軽微な凹み、破れ又はその修理跡があるもの ③スペアタイヤ等格納部の突き上げによる凹み、軽微な破れ又はその修理跡があるもの

①クランプ跡があっても上記基準に該当しない場合は、修復歴としない。

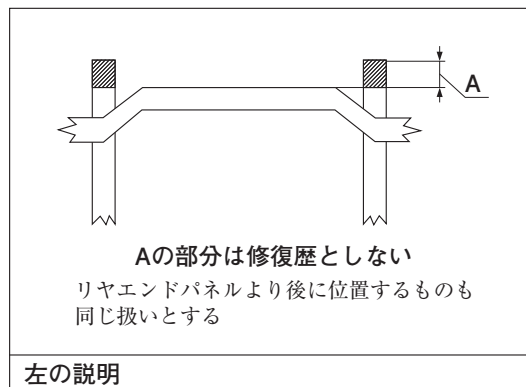
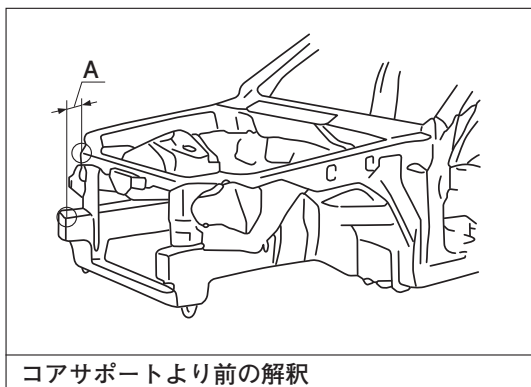
②軽微な損傷（凹み、破れ等）が一つの部位に複数個あり、その損傷が近接もしくは連続している場合は、修復歴とする。

③修復歴の判断はボディ形状、構造（フレーム付き車等）や損傷の度合い等により異なる場合がある。

骨格部位



コアサポートより前に位置するサイドメンバーの扱い



6. 違法改造車の扱い

保安基準に適合しない改造を施した車両については、標準車に復元する減点を行う。

7. 特殊形状車両減価

標準型車に比べ、特別仕様又は特殊用途のため通常の取引量が極めて少なく、市場において一般的に標準車とは同一に扱えない車両については、減点することができる。

減点方法は基本価格を有する標準型車に復元する減点とする。

細則 特殊形状車両減価を行った車両でも、荷台部の凹みなどは通常通りの減点とする。

8. 特殊損傷（積載物）車両減価

特殊積載物または特定地域で使用された車両のうち他と比較して損傷の度合いが大きく、他に転用する場合支障があると認められるものは以下の通り減点することができる。

1) 乗用車系

悪臭または異物の付着、あるいは全体的な腐食のある車両は下表の通り減点する。

クラス	特・I			II・III			IV			軽		
	当・1	2・3	4～	当・1	2・3	4～	当・1	2・3	4～	当・1	2・3	4～
減点	120	100	90	100	90	80	85	70	60	70	50	40

ただし、悪臭、腐食、損傷がはなはだしいものは上表の2倍まで減点することができる。

2) トラック系

次のA、Bの2区分により減点する。

A…異物悪臭、腐食関係（極度に悪いものは下表の1.5倍まで減点する）

B…水漏れによる腐食、著しく損傷を受けた車両

クラス	I・II		III		IV		軽		
	当～3	4～	当～3	4～	当～3	4～	当～3	4～	
減点	A	140	120	120	100	100	85	70	50
	B	85	70	70	50	50	35	35	25

細則 特殊損傷（積載物）車両減価を行った車両でも、内外装の減点は通常通り適用する。

9. ボディカラー加減点

市場におけるボディカラーの格差を評価に反映させるため、乗用車系についてはボディカラー加減点を行うことができる。(加減点点数等細部については、価格ガイドブックを参照)

10. 商品価値加減点

1) 特別仕様車、限定販売車の評価

特別仕様車、限定販売車はベース車と比べて、商品価値差をつけることができる。

細則 基本価格との関連を考慮して行う

2) レンタカーの評価

レンタカーは通常の自家用車と比べて商品価値差をつけることができる。

細則 基本価格の0～20%の減額とする。

3) 減点 (基本価格×減点率)

商品性に影響のある特別な理由、欠点等があり、適正な価格を算定するための正当な理由がある場合は、次の減点率を目安に特別な減点をすることができる。

特 別 な 例	減点率
長期放置車	10%以内
ネームプレートの無いもの	20 %
消火器の粉末が散布状態のもの	30 %
職権打刻車	30 %
冠水車 (フロアまで)	30 %
〃 (クッション上部まで)	40 %
〃 (ダッシュパネル上部まで)	50 %
火災車 (エンジンルーム)	50 %
〃 (半焼)	70 %
自殺車	70 %

11. 車検残加点

1) 乗用車系（軽自動車の4ナンバー、特種車の8ナンバーを含む）

クラス\残月数	1	2	3	4	5	6	7	8	9	10	11	12
特	0	0	0	3	5	7	9	11	13	15	17	20
I	0	0	0	3	5	7	9	11	13	15	17	19
II・III	0	0	0	2	4	5	7	8	10	12	13	16
IV	0	0	0	2	4	5	7	8	10	12	13	15
軽	0	0	0	1	1	2	2	3	4	5	6	7

クラス\残月数	13	14	15	16	17	18	19	20	21	22	23	24
特	23	26	29	33	37	41	45	50	55	60	65	70
I	22	25	28	31	34	38	42	46	51	56	61	66
II・III	19	22	25	28	31	34	37	40	43	46	49	51
IV	17	19	21	23	25	27	29	32	35	38	41	44
軽	8	10	12	14	16	18	20	22	24	26	28	30

クラス\残月数	25	26	27	28	29	30	31	32	33	34	35	36
特	73	76	79	82	85	88	91	94	97	100	103	106
I	68	70	72	74	76	78	80	82	84	86	88	90
II・III	53	55	57	59	61	63	65	67	69	71	73	75
IV	45	46	47	48	49	50	51	52	53	54	55	56
軽	31	32	33	34	35	36	37	38	39	40	41	42

2) トラック系

残月数		1	2	3	4	5	6	7	8	9	10	11	12
トラック	商用車												
I・II	I	0	0	0	3	5	8	11	16	21	26	31	36
III	II・III	0	0	0	2	4	6	9	13	17	21	25	29
IV	IV	0	0	0	2	3	5	7	10	14	18	22	26

残月数		13	14	15	16	17	18	19	20	21	22	23	24
トラック	商用車												
I・II	I	39	41	44	46	49	52	54	57	59	62	65	67
III	II・III	31	33	35	38	40	42	44	46	48	50	52	54
IV	IV	27	28	29	30	32	33	34	35	36	37	38	39

3) 輸入車・乗用車系（特種車の8ナンバーを含む）

クラス\残月数	1	2	3	4	5	6	7	8	9	10	11	12
特・I	0	0	0	3	5	7	9	11	13	16	19	23
II・III	0	0	0	3	5	7	9	11	13	15	17	21
IV・V・VI	0	0	0	3	5	7	9	11	13	15	17	19

クラス\残月数	13	14	15	16	17	18	19	20	21	22	23	24
特・I	28	33	39	45	51	57	63	69	75	81	87	93
II・III	25	29	34	39	41	46	51	56	61	66	72	78
IV・V・VI	22	25	28	31	34	38	42	46	51	56	61	67

クラス\残月数	25	26	27	28	29	30	31	32	33	34	35	36
特・I	97	101	105	109	113	117	121	125	129	134	137	140
II・III	82	86	90	94	97	100	103	106	109	112	115	118
IV・V・VI	70	73	76	79	81	83	85	87	89	91	93	95

12. 自賠責残加算

自賠責残月数から2ヵ月を差し引いた月数の保険解約料（自動車保険料率算定会が定める解約保険返戻料）を四捨五入し、自賠責残加点点数とする。下表は残月数の欄をそのまま適用できるように設定している。

自賠責残加算表（その1）～（その6） 保険期間満了のため削除

自賠責残加算表（その7）

保険期間の開始が平成25年4月1日以降～平成29年3月31日までのものを適用する。

1) 乗用車（3年車検用）

車種\残月数	1	2	3	4	5	6	7	8	9	10	11	12
乗用車	0	0	1	2	3	4	5	6	7	8	8	9
軽（乗用）	0	0	1	2	3	4	4	5	6	7	8	9
車種\残月数	13	14	15	16	17	18	19	20	21	22	23	24
乗用車	10	11	12	13	14	15	16	17	18	19	20	21
軽（乗用）	10	11	11	12	13	14	15	16	17	18	19	20
車種\残月数	25	26	27	28	29	30	31	32	33	34	35	36
乗用車	22	23	24	25	26	27	28	29	30	31	32	33
軽（乗用）	20	21	22	23	24	25	26	27	28	29	30	30

2) 乗用車、軽（2年車検用）

車種\残月数	1	2	3	4	5	6	7	8	9	10	11	12
乗用車	0	0	1	2	3	4	5	6	7	8	9	10
軽	0	0	1	2	3	4	4	5	6	7	8	9
車種\残月数	13	14	15	16	17	18	19	20	21	22	23	24
乗用車	11	11	12	13	14	15	16	17	18	19	20	21
軽	10	11	12	13	14	14	15	16	17	18	19	20

3) トラック（2年車検用）

車種\残月数	1	2	3	4	5	6	7	8	9	10	11	12		
バ ト ラ ッ ク	4ナンバー	0	0	1	2	3	4	5	6	7	8	9	10	
	1 ナ ン バ ー	2t 以下	0	0	2	3	5	6	8	10	11	13	14	16
		2t 超え	0	0	3	5	8	10	13	15	18	20	23	25
車種\残月数	13	14	15	16	17	18	19	20	21	22	23	24		
バ ト ラ ッ ク	4ナンバー	11	12	13	15	16	17	18	19	20	21	22	23	
	1 ナ ン バ ー	2t 以下	17	19	21	22	24	26	27	29	30	32	34	35
		2t 超え	28	30	33	36	38	41	43	46	49	51	54	56

4) トラック（1年車検用）

車種\残月数	1	2	3	4	5	6	7	8	9	10	11	12		
バ ト ラ ッ ク	4ナンバー	0	0	1	2	3	4	5	6	7	8	9	11	
	1 ナ ン バ ー	2t 以下	0	0	2	3	5	6	8	10	11	13	15	16
		2t 超え	0	0	3	5	8	10	13	16	18	21	23	26

5) 特種車

車種\残月数	1	2	3	4	5	6	7	8	9	10	11	12
8ナンバー	0	0	1	3	4	5	6	8	9	10	11	12
車種\残月数	13	14	15	16	17	18	19	20	21	22	23	24
8ナンバー	14	15	16	18	19	20	21	23	24	25	26	28

自賠責残加算表（その8）

保険期間の開始が平成29年4月1日以降のものに適用する。

1) 乗用車（3年車検用）

車種\残月数	1	2	3	4	5	6	7	8	9	10	11	12
乗用車	0	0	1	2	3	3	4	5	6	7	8	8
軽（乗用）	0	0	1	2	2	3	4	5	6	7	7	8
車種\残月数	13	14	15	16	17	18	19	20	21	22	23	24
乗用車	9	10	11	12	13	14	14	15	16	17	18	19
軽（乗用）	9	10	11	11	12	13	14	15	16	16	17	18
車種\残月数	25	26	27	28	29	30	31	32	33	34	35	36
乗用車	20	20	21	22	23	24	25	26	27	27	28	29
軽（乗用）	19	20	21	21	22	23	24	25	26	26	27	28

2) 乗用車、軽（2年車検用）

車種\残月数	1	2	3	4	5	6	7	8	9	10	11	12
乗用車	0	0	1	2	3	3	4	5	6	7	8	9
軽	0	0	1	2	2	3	4	5	6	7	7	8
車種\残月数	13	14	15	16	17	18	19	20	21	22	23	24
乗用車	9	10	11	12	13	14	15	16	16	17	18	19
軽	9	10	11	12	12	13	14	15	16	17	18	18

3) トラック（2年車検用）

車種\残月数	1	2	3	4	5	6	7	8	9	10	11	12		
バ ト ラ ッ ク	4ナンバー	0	0	1	2	3	4	5	6	7	8	9	10	
	1 ナ ン バ ー	2t 以下	0	0	2	3	5	6	8	9	11	12	14	16
		2t 超え	0	0	2	4	6	8	10	12	14	16	17	19
車種\残月数	13	14	15	16	17	18	19	20	21	22	23	24		
バ ト ラ ッ ク	4ナンバー	11	12	13	14	15	16	17	18	19	20	21	22	
	1 ナ ン バ ー	2t 以下	17	19	20	22	23	25	27	28	30	31	33	34
		2t 超え	21	23	25	27	29	31	33	35	37	39	41	43

4) トラック（1年車検用）

車種\残月数	1	2	3	4	5	6	7	8	9	10	11	12		
バ ト ラ ッ ク	4ナンバー	0	0	1	2	3	4	5	6	7	8	9	10	
	1 ナ ン バ ー	2t 以下	0	0	2	3	5	6	8	9	11	13	14	16
		2t 超え	0	0	2	4	6	8	10	12	14	16	18	20

5) 特種車

車種\残月数	1	2	3	4	5	6	7	8	9	10	11	12
8ナンバー	0	0	1	2	3	4	5	6	7	8	9	10
車種\残月数	13	14	15	16	17	18	19	20	21	22	23	24
8ナンバー	11	12	14	15	16	17	18	19	20	21	22	23

中古自動車査定基準（I）運用内規

中古自動車の査定に際しては、中古自動車査定基準及び細則の定めるところによるほか、この運用内規によるものとする。

1. 査定の対象となる中古車の定義

中古自動車査定基準及び細則でいう中古車とは、自動車のうちキャタピラを有せず、2輪車以外のもので、次に掲げる事項に該当するものをいう。

- (1) 登録がなされたもの（軽自動車は検査を受けたもの）
- (2) 売買が成立し、商品である自動車が買主に引渡されたもの
- (3) 商品自動車として搬送、陳列等の間に事故にあい、傷ものとなったもの
- (4) 売買が成立し、買主の依頼により特別な架装等に着手したものの、又は、その他新品となし得ない事由のあるもの

2. 各販売店における標準諸掛の設定方法

基準第20条第3項及び細則第17条で定める各販売店ごとの標準諸掛は、次の方法により設定する。

- (1) 自社の小売の粗利益実績値を調査して得た値
- (2) 自社の経営状況と市場の実勢を勘案して算定した、自社にとってあるべき値
- (3) 自社における、査定時点から再販可能な時点までの日数に見合う月落ち減価以上、(1)、(2)、(3)を調整して各社ごとに算定する。

3. 福祉車両の基本価格設定方法

福祉車両のうち、助手席回転シート、助手席スライドアップシート、セカンドアップシート、車いす仕様車については、次のとおり基本価格を設定することができる。

$(\text{査定時のメーカー架装済み新車価格}) \times (\text{ベース車残価率})$

4. 福祉車両の加減点基準

架装部分に不具合があれば、アッセンブリー交換、モーター交換等の実費減点とする。

中古自動車査定基準〔I〕加減点基準ハンドブック

発行者 一般財団法人 日本自動車査定協会
印刷所 株式会社 日立ドキュメントソリューションズ

発行所 一般財団法人 日本自動車査定協会
〒105-0003 東京都港区西新橋2丁目34番4号
KCビル3階
電話 (03) 5776-0901(代)
FAX (03) 5776-0906

輸入車 追補版

Ⅲ 装備品の評価

装備品は次のとおり評価する。ただし、標準装備車には加点しない。

1. エアコンの評価

クラス	機種\年もの	当・1年	2・3年	4・5年	6年～
特・Ⅰ・Ⅱ	エアコン	320	280	230	180
Ⅲ・Ⅳ	エアコン	200	170	140	100
Ⅴ・Ⅵ	エアコン	150	130	100	70

細則. 冷却不良の場合の減点

コンプレッサ リビルト交換	80
ガスチャージ	20
その他の不良	評価点の範囲内

2. サンルーフ（電動式）の評価

クラス\年もの	当・1年	2・3年	4・5年	6年～
Ⅰ・Ⅱ	100	80	60	45
Ⅲ・Ⅳ	80	60	45	35
Ⅴ・Ⅵ	70	50	35	25

細則：1. 故障の場合は、修理減点30点以内とする。（加点を超えても減点する）

2. パノラマルーフ等は、上表を準用する。

4. 革シートの評価

クラス\年もの	当・1年	2・3年	4・5年	6年～
Ⅰ・Ⅱ	110	70	50	30
Ⅲ・Ⅳ	90	60	40	20
Ⅴ・Ⅵ	70	40	30	15

細則：1. 欠陥があり、張替減点をするものは加点しない。

2. 革シートの評価には人工皮革を含む。

Ⅳ 商品価値の評価

1. タイヤの評価

- 3) ホイールカバー交換
- ・破損、1cm以上の凹み・線傷、全体にわたるさびのあるもの
 - ・塗装部がはがれていて見苦しいもの

		特	Ⅰ	Ⅱ	Ⅲ	Ⅳ	Ⅴ	Ⅵ
フルカバー	1個	—	18	15	12	9	7	5
ハーフ（キャップ）またはセンターカバー	1個	—	11	9	7	5	4	3

3. 保証書・整備手帳・取扱説明書の評価

1) 保証書、整備手帳、取扱説明書が3点とも備え付けられている場合はセットで10点を加点する。

2) 備え付けられていない場合の減点

	保証書・整備手帳		取扱説明書
	当～5年	6年～	全年
特・Ⅰ・Ⅱ・Ⅲ・Ⅳ	40	30	5
Ⅴ・Ⅵ	20	10	

細則 1. 保証書・整備手帳・取扱説明書の原本が確認できなかった場合は減点の扱いとする。

2. 汚損、破損の認められるものは減点の扱いとする。

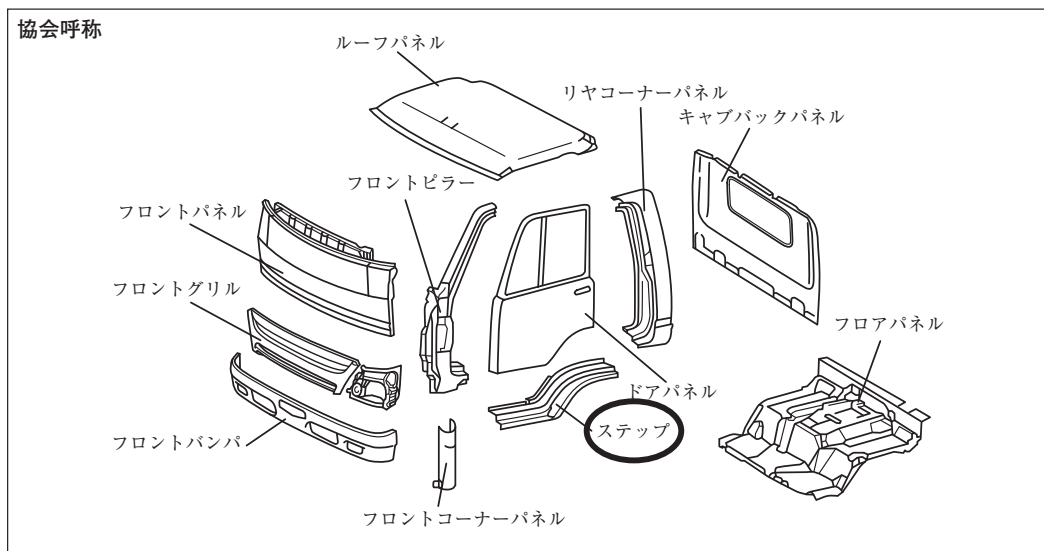
ただし、個人情報欄の目隠し、カット等の処理は「汚損、破損」には該当しない。

正誤表

「加減点基準ハンドブック」P10 図中の名称に誤りがありました。
訂正してお詫びいたします。

【誤】 ステップ 【正】 フェンダ

【誤】



【正】

